

北海道議會時報

第二卷 第八號

昭和二十五年八月

目次 議事録長

◎北海道議會開發審議會の設置について.....	一
◎第三回定例道議會.....	三
△提出案件.....	
△議事の経過.....	
△決議案.....	
△建議案.....	
△各派交渉會.....	
△昭和二十五年道費追加更正豫算知事説明.....	
△昭和二十五年道費追加豫算福田副知事説明.....	
◎特別委員會.....	一五
△外地同胞引揚對策特別委員會.....	
◎常任委員會.....	一五
△總務.....	
△民生.....	
△衛生.....	
△經濟.....	
△水產.....	
△商工.....	
△林務.....	
△開拓及び農地.....	
△土木.....	
△勞働及び建築.....	
◎雜錄.....	一九
△アメリカ議會の運営と活動.....	
△來往.....	
△議員の動靜.....	
◎資料.....	二四
△各省大臣並びに各政務次官一覽表.....	
△衆參兩院正・副議長並びに各種常任委員長一覽表.....	
△昭和二十五年道豫算現計調.....	
◎新購入圖書紹介.....	二六
◎附錄.....	二七
△諸願.....	
△陳情.....	

◎北海道議會開發審議會の設置について

議長 坂東秀太郎

七月十九日の本會議において、道議會に開發審議會を設置することとなつたが、六月一日から施行された北海道開發法との關係並びに本審議會を議會に設置するに至つた理由等について以下若干の記述を試みることにする。

北海道開發法は、本道の資源を開發し、國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與せしめんことを謳ひ、國はこの目的達成のため、北海道綜合開發計畫を樹立し、昭和二十六年からこれを實施することを目途として、このため内閣に北海道開發廳及びその諮問機關としての北海道開發審議會が設けられ、知事及び議長は、右審議會の委員となつたのである。

又同法第三條には「關係地方公共團體は、開發計畫に關し、内閣に對して意見を申し出ることが出来る」旨の規定が設けられ、道は、開發廳が立案するであろう本道綜合開發計畫或はその實施等につき内閣に對し意見を申し出ることが出来ることとなつたのである。

本道の開發は、開發法に規定しているように、その資源を國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與せしめんとする國家的使命を荷負つてゐることとは勿論であり、且つ斯る見地に立つて、國がその施政の重點を本道開發に指向するのなれば、所期の目的を達成し得ないことは明かであつて道民も亦、國が行う斯る施策には、全面的協力を惜しまぬことであろう。併しながらか綜合開發に關する具體的計畫及びその實施については、道民の利害福祉に影響するところ極めて重大であり、積極的、建設的意見が述べられる機会が與えられることは當然のことであつて、開發法第三條の規定、或は知事、議長が審議會委員となつてゐるのも斯る趣旨に外ならぬ。

翻つて、從來の本道拓殖計畫を回顧して見るに、明治三十四年園田長官は、開拓十カ年計畫を樹て、更にその終了期に臨み河島長官の手によつて

同四十四年その期間十カ年の第一期拓殖計畫を立案し、その後後長官は、これを改訂十五カ年計畫とし、事業の促進を圖つたのであるが、第一次歐州戰爭後の反動期に入り完成に至らず、昭和二年中川長官は、期間二十カ年の第二期拓殖計畫を樹立し、稅收その他本道國庫歲入による自賄を以つて、人口六百萬、牛馬百萬頭、耕地百五十萬町歩及びこれに伴う海產、工業その他あらゆる施設の完備を立案し、政府の承認を得てその實現に邁進したのである。

然るにこの間、滿洲事變、支那事變、太平洋戰爭等引續く戰亂とこれに伴う國策の轉換とは、當然本道に注せらるべき資材、資金が他に差し向けられ所期の目標を遙に下廻る實績の裡に、昭和二十一年最終年度を迎へるに至つたのであつて、しかも敗戰のため、龐大なる領土を喪失した結果明治初年封建制度の崩壊に當り、北海道がクローゾアップされたと同様の意義において、再びこゝに本道の資源開發が浮び上つて、その綜合開發が強く要請される事態となつたのである。

こゝにおいて道として第三期拓殖計畫とも云うべき綜合開發計畫の必要を認め、時の増田長官は、これが調査立案のため北海道綜合開發調查委員會の設置を企圖し、昭和二十一年六月所要經費百餘萬圓の議決を道參事會に求め、爾來昭和二十三年八月迄二年餘の年月と四百三十餘萬圓を費して調査の結果、十年後において人口七百萬、總生産額三千二百七十一億圓を擧げるため、五千億圓の設備費を投入するところの北海道綜合開發計畫が策定されたのであるがその間における社會經濟情勢の變革は、洵に目まぐるしいものがあり、明治十九年以來最も關係の深かつた内務省の解體に伴い本道開發事業は各省に分散され、一方經濟の混亂と國庫財政の窮迫とは、斯る計畫の實現に甚だ遠く、毎年度開發費豫算は、右計畫とは別個に、國の財政事情に左右されて、道當局の懸命の努力及びこれに政治的協力を惜しまぬ議會議員の中央折衝にも拘らず、要求の五分の一乃至十分の一が辛うじて認められるに過ぎず、折角の本道綜合開發計畫も机上プランとしてその實現は百年河清を俟つものとして慨嘆せざるを得なかつたのである。

斯る事態に對する道の輿論が廳で中央を動かし、昭和二十四年五月現内閣に北海道綜合開發審議會が設けられ、その答申によつて今回の開發法が制定されたのである。

隨つて、今後客觀的諸情勢に對應した綜合開發計畫が中央の開發審議會において十分檢討の上、開發廳によつて、立案され、これに基く事業の實施が調整、推進されるであろうが、道としても先に一應調査立案された北海道綜合開發計畫を基礎として、客觀的諸情勢に即應した適正なる計畫の樹立及びその實現は、道政上最重要なる課題として、強く中央に要望されなければならないところである。

山來本道殖殖計畫の立案等については、これが國政事務であり、國の官吏たる道廳長官の權限に屬し、自治事務に非ざる故を以つて、道會に諮つたことは嘗つてなかつたのであるが、地方自治法の施行以來この點は一大變革を齎し、執行機關としての民選知事と、意思機關たる議會が、兩々相俟つて地方自治の發達振興を圖るべきであるとせられてゐる現在、地方振興に重大關係を有する開發計畫に議會は無關心たるを得ないのであつて、民意を代表する議會の意思が、開發計畫に折込まれ、その實現が推進せらるべきは、當然のこと、云わねばならない。

知事は、綜合開發計畫に對する意見及び開發費豫算の資料等作成のため既に諮問機關として、北海道綜合開發委員會及びその事務局を新に設け、開發計畫課その他關係部局の補助機關を活用し、着々その準備を整へてゐるのであるが、議會としても議長は、知事と同様中央の開發審議會に委員として參刺する上に、又從來の開發費豫算折衝において、その要求内容を審議檢討知悉することなく、その獲得折衝に議員が當る如きは、民主議會として反省を要するところであつて、この際知事の開發計畫及び豫算要求資料等に對しても、議會として充分審議を盡し、議會の意見をこれに加味して理事者側ととも、相携へて適正なる綜合開發計畫の樹立及びその實現を期すべきであるとされ、道議會に議員全員を以つて構成する開發審議會を設けることゝなつたのである。

これがため七月十九日の本會議において北海道議會開發審議會規程を滿場一致可決し、本會議後引續き第一回の審議會を開き、十五名の常任委員を選任するの外、運営上の申合事項を決定し、近く具體的活動を開始する態勢を整へた次第である。

北海道議會開發審議會規程（昭和二五、七、一九議決）

（設置）

第一條 北海道綜合開發に關する適正なる計畫の樹立及びその實現を期するため、北海道議會（以下「議會」と云う）に開發審議會（以下「審議會」と云う）を設置する。

（所掌事項）

第二條 審議會は、北海道綜合開發に關し、既に立案された北海道綜合開發計畫を基礎として、客觀的諸情勢に即應する具體的計畫及び毎年度實施の開發費事業その他綜合開發のため必要な事項につき審議するものとする。

（構成）

第三條 審議會は、議會議員全員を委員として構成する。

2 委員の任期は、議會議員の在任期間とする。

（會長及び副會長）

第四條 審議會に會長及び副會長を置き、會長は、議會議長、副會長は、議會副議長をもつて充てる。

（常任委員）

第五條 審議會に常任委員會を置く。

2 常任委員會は第二條に定める事項につき調査し、審議會にその結果を報告するものとする。

3 常任委員は、十五名以内とし、委員中から會長が審議會に諮つて選任する。

4 副會長は、常任委員會に出席して意見を述べることができる。

北海道議会時報第2巻第8号(昭和25年第3回定例道議会)

- 同 第十三號 北海道私立學校審議會委員手當及び旅費支給條例設定の件
- 同 第十四號 北海道建築士審議會委員の報酬及び費用辯償條例設定の件
- 同 第十五號 北海道議會議員を選挙すべき各選挙区における議員數條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第十六號 北海道恩給條例臨時特例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第十七號 北海道巡回診療條例設定の件
- 同 第十八號 北海道地方醫療機關設備審議會條例設定の件
- 同 第十九號 北海道温泉審議會條例設定の件
- 同 第二十號 公衆浴場法施行條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第二十一號 風俗營業取締法施行條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第二十二號 北海道工業振興機械類購入貸付條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第二十三號 北海道觀光森林施設條例設定の件
- 同 第二十四號 北海道農產物検査條例設定の件
- 同 第二十五號 北海道陸運事務所設置條例設定の件
- 同 第二十六號 北海道立公園條例設定の件
- 同 第二十七號 道立公園指定に關する件
- 同 第二十八號 北海道自動車登録條例設定の件
- 同 第二十九號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加豫算
- 同 第三十號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加豫算
- 同 第三十一號 同
- 同 第三十二號 農業再生産資金貸付の件
- 同 第三十三號 凶漁地區生業資金貸付の件
- 議案第三十四號 北海道議會の書記長並に書記、選舉管理委員會の書記及び監査委員の事務を補助する書記の給料、その他の給與條例の一部を改正する條例設定の件
- 同 第三十五號 北海道議會開發審議會規定設定の件
- 建議案第一號 室蘭工業大學復舊及び四年制單科大學として存置の件
- 同 第二號 北海道大學工學部應用化學科講座増設に關する件
- 同 第三號 教員養成施設充實擴張に關する件

▲議員から提出された議案、決議案及建議案

- 同 第四號 凶漁對策に關する件
- 同 第五號 信用保險制度の信用保證協會機能活用方に關する件
- 同 第六號 道產品の愛用方に關する件
- 同 第七號 綿紡績設備増設に關する件
- 同 第八號 六・三制學校建物斷備費國庫補助繼續交付方要望の件
- 決議案第一號 池澤法による費用負擔率の特例制定要望決議
- 同 第二號 石炭手當増額に關する要望決議
- ▲議事の經過
- 七月十三日午後一時二十五分開議、會議錄署名議員の指名及び諸般の報告のち、外地同胸引揚對策特別委員會を今會期中存置することを決定、田中知事より道費追加更正豫算案について説明があり、議案審査のため十四日より三日間休會することを決定して午後二時四十二分散會。
- 七月十七日午後二時五十七分開議、時間を延長し、諸般の報告があつて日程に議案第二十九號乃至第三十三號及び議員提出にかかる議案第三十四號を追加、福田副知事より追加提出議案について説明があつて午後三時八分休憩、午後六時二分再開、直ちに本日の議事をこの程度にとどめる旨を宣告、午後六時四分散會。
- 七月十八日午前十一時八分開議、諸般の報告のち、吉田(愚)議員(自由)より、今議會の會期等について緊急質疑があり、知事より今議會は旭川市において開催の北海道開發博覽會視察を考慮したためかかる日程となつた旨答辨、議案第一號乃至第三十三號を一括議題に供し質疑にはいり、佐久間議員(自由)より
- 一、教職員再教育講習旅費につき、豫算が伴うにもかかわらず新聞には教組と教育委員會が一人一日百四十五圓に妥協決定したとあるが、このことわ議會を無視したこと適當でない、道當局は右豫算の見透しがついたか、又、見透があるなら今議會になぜ提案せぬか。
- 二、瀧川化學工業株式會社のメタノール製造轉換對策如何との質疑があり、知事より

一、教員講習旅費については更に研究中であるが、その豫算については中央に要望するものはこれをなし、又、道としてもでき得る限りの範囲内で善處したい。なお、金額人員等について圓滿妥決を望んでいる。

二、瀧川化學工業株式会社については、充分考慮の上解決に努める。との答辯があり、更に教育長より、「一」の質疑に對し

教育委員会として協議を無視したのでなく、一應最低の線を決定したのであり、受講人員は、七千四百五十名である。

と答辯、これに對し佐久間議員は、

教員旅費については、既定豫算に追加するか、又は、全然考えないのかこの點を答辯せられたい。

との再質疑に對し、知事より

既定豫算により措置することを希望している。

旨答辯、窪田議員（無所屬クラブ）より

一、失業対策、特に凶漁対策については、道の方針及び實施面は、甚だ弱體であり、このことは失業対策と併せて考えるべきであつて、土木事業のごときは、道を擧げて中央に要請すると共に道費をも含め充分な措置を講ずべきである。

二、本道の新制大學については、施設不充分のため、北大以外は、短期大學にせられるとのことを聞いているが、その眞實性とこれに對する對策について説明せられたい。

との質疑があり、知事より

一、凶漁対策について既に緊急対策が實施されている。又、本道としてわ凶漁対策と限らず全面的な水産業對策のため、これ等の恒久對策が考慮されている。

二、新制大學の設置設備についてわ二十五年分わ計畫通り實施され更に二十六年分も二十五年中に實施せられることとなつている。なお、二十七年分の新制大學の設備の擴充についても目下研究中であ

る。

労働部長より「一」の質疑に對し

凶漁並びに失業對策の緊急對策として公共事業の繰上施行等に努力中である。

との夫々答辯があり、又水産部長より「一」の質疑に對し

凶漁については、その實態を調査し且秋漁について考慮している。

との答辯があつて午後零時二十分休憩、午後二時二十分再開、諸般の報告があつて質疑を續行、高橋（源）議員より

農業再生産資金貸付並びに凶漁地區生業資金貸付については、その趣旨は洵に適當なことと思われるが豫算が過少である。これに對する對策如何。

との質疑に對し、知事より

凶漁融資の三千萬圓については、緊急對策であつて、爾後については恒久的な水産對策として善處したい、又、農業貸付金については、食糧生産までの取りあへずの措置で引き續き根本的な施策を樹立する。

との答辯があり、窪田議員（無所屬クラブ）

午前中の質疑に對し知事及び教育長の答辯漏れがあるので、新制大學の強化について答辯せられたい。

との發言に對し、教育長より

新制大學については、二ヶ年中に充實したい、又學藝大學についても地元民の協力により希望を實現したい。

知事より

二十七年分の計畫については、議會の協力を得て希望を實現したい。

との夫々の答辯があり、高橋（雄）議員（農協）より

一、貸付牛の割當に當つてわ支廳及び市、町、村の希望を調査しながら全然それを無視している、

二、家畜傳染病豫防の手數料等についてわその額が適當でない。

三、乳製品等の検査手數料が適當でない。

四、道内における農家の二、三男の入植については、更に強力な措置を講ずる必要がある。

との質疑に對し、知事より

一、支廳の意思は無視していないが、要望が以外に多いので充分希望を満足せしめることができなかったのである。今後は注意をする。なお支廳に貸付事業を委任しなかつたのは、初年度のため研究の要があつたためである。

二、「二」及び「三」については、研究の上善處する。

三、「四」については、道内を優先的に取り扱つてゐるが、今後其根本的な努力をなし、希望に添ふことのできるよう願つてゐる。

との答辨があり、以上で通告の質疑が終了したので午後三時二十分散會。

○七月十九日午後二時五十三分開議、豫め時間を延長し、諸般の報告があつて、議案第一號乃至第三十三號及び議案第三十四號を夫々議題に供し、何れも委員會の審査を省略して原案の通り可決、さらに日程に議案第三十五號を追加、これを議題とし委員會の審査を省略して原案の通り可決、議案第一號乃至第三號を一括議題に供し、提案者齋藤（正）總務委員長の各案に對する趣旨辨明があつて、何れも原案の通り可決、決議案第一號、第二號及び建議案第八號を日程に追加、これを議題に供し原案の通り可決、さらに建議案第四號乃至第七號を一括議題に供し、提案者齋藤（藤）商工委員長より建議案第五號乃至第七號について、旭水産委員長代理より建議案第四號について、それぞれ趣旨の辯明があつて、何れも原案の通り可決、總務、民生、水産、開拓及び農地の各委員長より報告のあつた請願及び陳情審査の件を一括議題に供し、何れも各委員會の報告通り可決、外地同胞引揚對策特別委員會の存置について諮り、議會において調査終結の決定をするまで繼續存置することに決定、これで條件の全部を議したので午後三時三十分閉會。

▲決議案

決議案第一號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

港灣法による費用負擔率の特例制定要望決議

北海道の港灣修築工事は從來全額國費負擔を以つて施行され、地元市町村においては受益工事についてのみ工事費の四分の一を負擔していたが、今回制定された港灣法によれば、その費用負擔には特例がなく、都府縣と同率である。他方漁港法においては、本道の特殊事情を認められ、その負擔率は都府縣より輕減されている。

そもそも北海道における港灣は、數次に亘る拓殖計畫にもかゝらず、完全施工に至らず、その開發進度は著しく都府縣に比し遅延している。殊に戦後の喪失國土に代る本道開發の重要性は國家的要請のもとに認識され、眞に港灣としての機能發揮せしめるためには將來なお幾多の施設と多大なる投資がなされねばならぬが、本道の如く地域廣大にしてしかも、人口稀薄な經濟的負擔力の乏しい現状において費用負擔率を都府縣と劃一的に實施されることは極度の負擔過重に陥り、到底その負擔に耐えず遂には放置の止むなきを豫想せられる。

斯くては本道開發並びに産業振興上にも由々しき問題となるので、現在漁業法に於て認められてゐる負擔率の輕減の如く、港灣法についてもこの特殊事情を認められ、同法に何分の特例措置を請ぜられんことを要望する。

右本議會の決議を以つて要望する。

昭和二十五年七月十九日

北海道議會議長 坂東秀太郎

（宛先）

内閣總理大臣、内閣官房長官、大藏大臣、衆議院議長、參議院議長、運輸大臣、開發廳長官、建設大臣、農林大臣

右決議する。

北海道議會

決議案第二號

北海道議會議長 坂東秀太郎君外全員提出

石炭手當増額に關する要望決議

寒冷積雪地たる北海道の特殊事情を考慮せられ、昭和二十四年以來國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當の支給に關する法律により本道在任國家公務員に對し、寒冷地手當の外、世帯主三屯、非世帯主一屯分の石炭手當が支給されることとなり、地方公務員に對しても國家公務員に準じ、同様の支給がなされるに至つたのであるが、本年度石炭手當の支給に關し六月十七日人事院は政府に對し屯當り四、一五〇圓の割をもつて世帯主三屯、非世帯主一屯分、支給を勧告したるに閣議決定として傳えらるる石炭手當の基準單價は屯當り三、〇〇〇圓に打切らんとしている趣である。

斯くては本道現下の石炭價格に鑑み、到底所要量の購入は不可能であり、寒冷積雪地の實情を深く考慮の上、制定せられた前記法律の趣旨にも反し、公務員の生活は愈々窮乏の度を加えるに至ることは必至である。

依つてこの際石炭手當は最低限度、その基準單價を人事院勧告の屯當り四、一五〇圓に増額せられ寒冷地手當とともに早期に支給せられたい。

右本議會の決議を以つて要望する。

昭和二十五年七月十九日

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣、内閣官房長官、
大藏大臣、人事院總裁、地方自治廳長官、衆議院議長、參議院議長
各通

右決議する。

北海道議會

建議案

建議案第一號

總務委員長 齋藤正志君提出

室蘭工業大學復舊及び四年制單科大學として存置の件

一、昭和二十五年一月火災により焼失せる室蘭工業大學を速に復舊し、從前通り四年制單科大學として存置せられたい。

(理由)

北海道の豊富なる資源を開發活用し、日本經濟の復興と人口問題解決に資せんとする本道總合開發の企畫はその重點を工業の發達振興に指向せられ、その根幹をなす人材を道内各地に送り、これに寄與せしめんとして先に設置を見たる室蘭工業大學は、不幸本年一月三日火災のため、その中樞たる校舍本館等二千五百五十八坪を焼失したるは本道の科學文化と産業の興隆上重大なる損失であり、併も傳えられるところによれば施設不良の大學は近く二年制短期大學に格下げせんとするようになり及び災厄に遭遇して大學の本館を喪失せる室蘭工業大學はその對象となる危険性濃厚とのと、斯くては本大學設立の趣旨は全く失はれるに至り洵に遺憾に堪えないところである。

而してこれが速かなる復舊は地元室蘭市は勿論、全道民の渴望するところであり、國の行く復舊に對し全面的協力の熱意を有する次第であつて、その復舊費一億四千五百五十萬圓(建設費九千八百五十萬圓、設備費四千七百萬圓)中地元室蘭市においては既に千五百萬圓を寄附せんとする態度を決定しており、道も亦財政の許す限り最大限度の協力を惜しまぬ決意を有するものである。依つて國におかれては昭和二十六年度において相當の復舊豫算を計上せられ、これが復舊を圖られるとともに本大學の使命に鑑み、從前通り四年制單科大學として存置せられたいのである。

建議案第二號

總務委員長 齋藤正志君提出

北海道大學工學部應用化學科講座増設に關する件

一、北海道大學工學部應用化學科に無機製造化學、纖維工業化學及び工業分析化學の三講座を増設、學科内容を完成し教育の充實と研究の進展を圖り、以つて本道産業開發の促進を期せられたい。

(理由)

北海道大學工學部においては、昭和十二年國立大學における最初の燃料工學科を設立して當時北海道に誘致せられた人造石油工業に對して多大の寄與をなしたが終戦とともに、同科の内容を擴大強化して新たな構想の下にこれを應用化學科に轉換し、應用化學第一乃至第四講座、理學第二講座計五講座の設置を見たがそれらの講座内容は轉換講座であるためにその教授、研究内容が廣く化學工業の分野をすべて包含し得ないのは勿論、石炭、石油、タール油脂等の部門に偏し、本道の主要化學工業であるセメント、肥料工學等に關連する無機製造化學講座を欠き又製紙の如き傳統ある大工業が現存し、合成纖維工業設立の機運濃厚であるにも拘らず、纖維工業化學講座がこれ亦欠如している。斯くの如き欠陥は積雪寒冷地帯たる特殊事情の下にこれに適合せる化學技術者の育成を必要とする本道化學工業の現状に照し、その育成を不充分ならしめ、且つ關係工場との協力研究を妨げ、本道化學工業振興上一大弱點となつてゐる。仍つてこの際昭和二十六年より前述無機製造化學、纖維工業化學の二講座を増設するとともに、更に近代化學工場管理に不可欠の工業分析、工業測定に關する一講座を加えて既設五講座と合し合計八講座を有する應用化學科を完成し、斯學教育の充實と研究の進展を圖り、以つて本道工業の高度化による資源の開發を迫じ、經濟の復興及び人口問題解決に資せんとする本道綜合開發の企畫實現に寄與せしめられたいのである。

建議案第三號

總務委員長 齋藤正志君提出

教員養成施設充實擴張に關する件

一、北海道における義務教育に従事する教員の増加養成上必要なる經費を昭和二十六年度以降の國家豫算に計上し、教員養成施設の充實擴張を期せられたい。

(理由)

現下わが國の人口問題の解決と經濟復興に關して北海道の資源を開發しこれに寄與せしめんとする本道綜合開發の企畫は昭和二十六年度より新發足せんとし、開發の進展は人口の増加を齎し、十ヶ年後には現在人口を倍加し、八百萬人の推定が必ずしも空想ではなく、現實に斯かる開發計畫の實行が要望せられているのであるが、これを義務教育面について見るとき現在の教員數二萬八千人の二倍を要すべく、少くとも五ヶ年後には一萬四千人の増加を必要とする。然るに現在の教員中無資格教員は六千人を越え、人口増加に基く要員増加と相俟つて現在の養成施設を以つてしては益々教員の素質を低下し、本道義務教育の不振は勿論、延いては開發計畫の達成にも重大なる支障となることが明かである。依つて開發計畫策定に當つては、その基本となるべき教育の重要性に思を致され、少くとも現在の教員養成定員を倍加し、毎年二千人を養成するに必要な諸施設を昭和二十六年度において充實擴張するの方途を講ずるため所要の國費豫算を計上せられたいのである。

建議案第四號

水産委員長 渡邊照平君提出

凶漁対策に關する件

一、近來本道の漁業は業種的、地理的に凶漁の度合が深くなると共に經濟の情勢激變と相俟つて頗る不安定の實情にあるので速に左の諸對策を講ぜられたい。

- 一、漁業保險制度の實施
- 二、漁業生産資材補給金制度の復活
- 三、水産税制の適正化
- 四、漁業協同組合の育成強化
- 五、水産金融の確立
- 六、水産物價格對策
- 七、水産物の貿易促進
- 八、北方漁場の再開
- 九、水産資源の維持培養
- 十、水産業協同組合引續資金に對する長期低利資金の融資
- 十一、他府縣よりの機船曳網の入會漁業絶體禁止
- 十二、他府縣よりの本道魚場利用の制限
- 十三、水産省の設置
- 十四、其の他漁村經濟確立上必要なる施設

(理由)

本道漁業の大宗である鯉漁業を初め鰯、鰺、鰯、其の他重要漁業は魚族來游の不均衡によつて地理的に凶漁地帯を發生せしめ、加うるに經濟事情に左右されて當該漁村は悲慘な様相を呈して居る實情であるのみならず、一般漁村も金融の逼塞、魚價の低落、生産資材の高騰、その他社會經濟の變轉に支配されて資金の固定化を來し、運轉資金供給源は殆ど杜絶の状態にあるので、何れも深刻な不況に見舞はれ、漁民生活は極度に低下し漁村恐慌の實相を呈している。従つてこれらの對策として、前記諸施策を道及び國において急速に實施せられたいのである。

建議案第五號

商工委員長 齋藤藤吉君提出

信用保險制度の信用保證協會機能活用方に關する件

一、今般政府に於て實施せんとする信用保證制度については、道信用保證協會の機能を最大限に利用しその効率を發揮し得る様措置せられんことを要望する。

(理由)

今般政府は中、小企業に對する金融對策として信用保險制度を實施せんとしているが、その内容を見るに總額僅かに十億に過ぎざる上その取扱方法においても政府の一方的決定となるため地方の實情と企業者の要望に即應せざる融資が行われることを危懼せられるばかりでなく、現在道において中小企業金融に積極的に活動している信用保證協會の業務を却つて制約することとなるので、本保險制度の施行については信用保證協會の機能を最大限に活用し、もつて中、小企業金融の普遍化適正化を圖ることが最も適當と思料せられるので、これが活用を圖りその効率を發揮せられるよう要望するものである。

建議案第六號

商工委員長 齋藤藤吉君提出

道產品の愛用方に關する件

一、最近有効需要の減退及び都府縣商品の進出により道内企業者は經營困難を招來している實情に鑑み官需及びこれに準ずる需要についてはでき得る限り道内生産品を使用せられんことを要望する。

(理由)

經濟安定政策の遂行により有効需要は遂次減退している上、最近道外業者の本道市場に對する進出特に顯著となつたため、道内企業者は極度の經營困難を招來している。而して道内需要の現況を見ると道内生産品で充足できるものも相當あるのであるが、從來の慣性的慣行と道外商社の宣傳に繋引せられて、道外品の使用を繼續している向が非常に多いようであつて、この際本道企業者の振興のため道產品の愛用を廣く宣傳し先ずもつて官需及びこれに準ずる需要はでき得る限り道產品を使用せられるよう要望するものである。

建議案第七號

商工委員長 齋藤藤吉君提出

綿紡績設備増設に關する件

一、北海道の衣料、漁業網等綿紡績の需要と生産の甚だ不均衡なる現狀に鑑み、これが、増産のため、旭川紡績株式會社が企圖せる五萬錘の設備擴張に對し、資金、資材の斡旋等特段の援助を與え、これが實現を圖り、以つて關連中、小企業を振興するとともに、農水産業等綿紡績製品を直接生産資材とする産業における必要資材獲得の圓滑を期する等本道綜合開發の進展に寄與せしめられたい。

(理由)

現在北海道四百二十萬道民の衣料及び漁網作業用手袋、澱粉、綿袋等生産資材としてこれに必要な綿糸、綿布を生産するためには少くとも二十五萬錘の工場設備が必要であり、更に輸出を考慮に入れるならば、相當多數の設備が必要とされるのであるが、現在道内の綿紡績生産設備は旭川紡績株式會社の一萬五百錘のみであつて、これがため道内綿加工業者は原料である原糸原布の入手に甚だ苦慮している現狀である。然しながらこの設備を一氣に増設することは現實の經濟事情から到底困難としても差し當り生産資材に事欠かぬ程度の原糸を充足することゝ右工場の經營の面からしても五萬錘迄の設備の擴充は絶體必要であり、殊に漁網、澱粉袋等は本道重要産業の成立上必須の條件であり、且又作業用手袋の如きも寒地の關係上必要欠くべからざるものである。之等資材の自給自足は本道としては急速に調べる必要がある。又綿紡績が從來氣候的條件よりして本道は不利とされていたのであるが、實際はその能率或は品質においても本州方面の紡績に比較して少しも遜色ないことは需要先からの發註が日を迫つて増大しておる事實によつても現に立證出来る。従つて綿紡績の増設を圖り、最も緊急な生産資材の自給體制を確立することは全道三百八十に達する繊維及び漁網業者等關連中、小企業の振興に資するの勿論、本道産業開發の進展に寄與するところ極めて大なるものがあると認められるので、旭川紡績工場の増設計畫に對し必要な資金、資材の斡旋、その他積極的に支援を與えられんことを要する。

建議案第八號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

・六・三制學校建物整備費國庫補助繼續交付方要望の件

六・三制學校建物整備費國庫補助は、文部省の定めた最低基準完成迄これを繼續交付するとともに本道教育の實情に鑑み、二部授業假校舍、假教室等の全面的解消並に地域的特殊事情による緊急差惜き難い教室の不足等總坪數四萬五千坪及び本道教育上不可決の屋内體操場六萬五千坪の建築費國庫補助を昭和二十五年において補正豫算に計上交付せられたい。

(理由)

六・三制學校建物整備に要する市町村の財政支出は全豫算の三十五%乃至六十%を占め、一方これが整備に要する國庫補助金不足のため、市町村住民に過酷なる負擔を強いる結果となつてゐるが、六・三制の完全實施には未だ遠いものがあり、文部省の示している最低基準校舍さえ未整備であることは教育上洵に遺憾に堪えないところである。

これがため本道の六・三制學校建物の現狀は、未だに二部授業、假校舍、假教室の余儀なきものが多數あるの外地域廣汎、交通不便、人口希薄の特殊事情に基因し、基準坪數を相當補正増加を要するもの等併せて曩に文部省が最低基準としてその整備の必要を認めた教室九萬坪中、尙四萬五千坪が本年度國庫補助豫算の對象から洩れ、更に積雪寒冷地帯として本道教育上不可欠の屋内體操場の整備についても現有設備を除き、六萬八千坪の所要に對し、本年度僅に三千坪の豫算措置が行はれたに過ぎず、差引六萬五千坪の不足を生じ、教室と併せ總計十一萬坪の建築が昭和二十五年中絕對必要とせられてゐるのである。

よつて、政府におかれては本年度補正豫算において、これら建物の整備に要する國庫補助豫算の計上方措置せられ、これが交付を圖るとともに爾後文部省の指適する全國平均最低基準坪數たる小學校兒童一人當り〇・九坪、中學校生徒一人當り一・二坪に達するまで、年次計畫により國庫補助を繼續交付せられたいのである。

▲各派交渉會

第三回定例道議會における各派交渉會の議に上つた事項は次のとおりである。

○七月十三日

- 一、今次の第三回定例会は明十四日から三日間、議案調査のため休會とし、尙十九日閉會の日程にて審議を進めること。
- 一、坂東議長から天皇陛下の御巡幸並びに中央の開發審議會委員の決定について報告した。

一、中央の開發審議會委員並びに開發廳次長から本日雨龍道營電源開發に關し、調査の爲來道の經過と所見を聴取（各黨代表）すること。

一、十四日開館式舉行の道開發博覽會視察と、十七日の北大法文學部圖書整備狀況視察については支障のない限り全員參加すること。

一、外地同胞引揚對策特別委員會は、今會期においても繼續存置すること。

一、野口副知事から、道關係職員に對する寒冷地手當及び石炭手當の八月支給（半額）の臨機措置について諒解を求めた。

一、前野財政課長から道財政調査委員會の改組について諒解を求めた。

○七月十七日

一、本日の議事は追加提出議案の説明とし、質疑は明十八日に行うこと。

一、山口局長から議會職員に對する旅費支給に關する條例改正の提案につき説明し諒解を求めた。

一、八月十日札幌に開催の全國都道府縣議長會には各黨より各正副常任委員長及び無所属クラブより議員二名出席のこと。

一、道議會における開發審議機構整備の要否につき、各黨にて研究すること。

一、職員組合から提出された生活補給金支給方の陳情については知事において研討のことに諒解した。

一、六三制實施のため、尙國費四十三億圓支出方に關する建議案を全員提出とすること。

○七月十八日

一、吉田豊吉議員の今議會招集時期に關する緊急質問は本日許可する。

一、漁村凶漁對策に關し、二週間以内に五名の水産委員を二回に分け上京せしめることにつき渡邊委員長の申入れを諒解した。

一、道議會における開發審議會（自治法によらないものとし、又全議員を委員とし常任委員を十五名とする）を設置することに各派意見一致した。

○七月十九日

一、立原議員發言の北大數學教授川口博士の渡米に對する道費支出については、理事者において必要を認めたとき考慮すること。

一、港灣法による費用負擔率の特例制定及び石炭手當増額方に關し全員提出による兩決議案を上程すること。

一、外地同胞引揚對策委員會は、議會がその終結を議決するまでこれを存置すること。

一、北海道議會開發審議會規程の議案について山口局長から説明ありこれを諒解した。

一、理事者から申入れのあつた財政委員は議會から七名を推薦すること。

一、議長から全道廳勞組より生活給與金支給方に關し、陳情あつた旨を報告した。

一、今期議會は本日をもって閉會する。

▲昭和二十五年年度道費追加更正豫算知事説明

（七月十三日議案一乃至二八）

茲に提出いたしました昭和二十五年年度北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につき、その大要を御説明申し上げます。

既に御承知のようにシャップ勸告に基く地方稅財政制度の改革は地方稅

法の不成立等に因りまして未だ實施の運びに至つて居りませんので、今回は取敢えず全額を國庫支出金等の特定財源をもつて行う事業費及び國庫補助の確定等に伴い、必然的に純道費の支出を要する事業費並びに當面急を要する事業費に限定して豫算措置いたしました次第でありまして、その豫算總額は、

普通會計 五億九千六百八十六萬圓
特別會計 九千七百六十九萬圓

となるのであります。

次に普通會計の歳出の主なものについて順次御説明申し上げます。

先づ第一に全額を國庫支出金及び手數料、起債、寄附金等の特定財源をもつて實施する事業といたしましては、

八月十五日に執行せられる海區漁業調整委員の選舉費

四百十六萬圓

札幌及び函館市に所在するＣＩＥ圖書館の運営費八百七十五萬圓
本年四月道立となつた稚内盲聾學校の建築費については今回國庫補助の外に地元市から寄附の申立があつたので

百六十二萬圓

を計上し、

また瀧川外四地區において實施する國民營養調査費

二百八十萬圓

札幌優生結婚相談所費

百六十三萬圓

衛生教育館設置助成費

一千萬圓

食品衛生監視費

百萬圓

共同作業所運轉資金貸付事業費

一千五百萬圓

金融公庫法による住宅の審査費

百四十二萬圓

建築士法施行に要する經費

二百萬圓

漁業法の改正に伴い新たに發足する海區漁業調査委員會等の運営費

三千五百八十九萬圓

漁業權の全面更新による補償委員會に要する經費

魚菜市場指導監督費 二百三十九萬圓
昭和二十二年乃至同二十四年に亘る災害土木復舊費 百五十萬圓

本年融雪災害中一億四千九百三十萬圓未滿の道單獨施行を要する復舊費を全額起債に財源を求めまして 一億四千九百三十萬圓
三十九百萬圓

秋伏港外四カ所の港灣災害復舊費

八百二十四萬圓

道路指定修繕費

二百二十六萬圓

橋梁指定修繕費

百四十二萬圓

災害防除費

九百三十萬圓

森町における海岸堤防修築費

六百萬圓

千歲町ママチ川外七ヶ川の河川維持費

二千七百三十萬圓

災害耕地復舊費

千二百二十八萬圓

國有林野内牧野適地調査費

八百六十三萬圓

未墾地取得事業費

二百六十三萬圓

亞麻特設採種圃設置助成費

二百八十萬圓

主要食糧作況調査費

百七十二萬圓

農業調整委員會費

四千四百二十九萬圓

資材調整費

百萬圓

牛馬の法定殺處分手當の増額に伴う助成費

三千八百五十四萬圓

馬の流行性腦炎豫防費

一千九十二萬圓

をそれぞれ追加いたしました次第であります。

次に國庫負擔金乃至は國庫補助金の確定によつて純道費の負擔を伴う事業といたしましては、

身體障害者福祉費

五百三十二萬圓

保育所並びに母子寮等の設置助成費

四百十三萬圓

兒童相談所費

三百五萬圓

衛生教育資材の整備を内容とする保健所費

四百五十萬圓

性病豫防費

二百三十六萬圓

職業輔導所の科目増設等に伴う經費

六百九十五萬圓

土地改良事業調査費

六百七十六萬圓

土地區畫整備事業費

三百三十萬圓

優良種苗施設費

七百五十萬圓

をそれぞれ計上いたしましたして、事業の實施に萬全を期そうとするものであります。

第三に純道費の負擔する緊急差措き難い經費といたしましては、議事堂建築費 二千十五萬圓

を見込みまして、その速やかな完成を期しますと共に、かねて物色中の教育研究所の廳舎として恰好な建物が、この程、見透しがつきましたのでこれを購入し改修するための經費として、二百五十萬圓を

また近く其の事業を開始する教職員厚生寮の經費

百二十七萬圓

及び第五回國民體育大會豫選會費並に選手派遣費

百三十一萬圓

七月下旬帶廣市において開催せられる第四回全國レクリエーション大會

助成費 百五十萬圓

引揚援護愛の運動費

百八十五萬圓

勞働教育費

百十萬圓

八月に開催豫定の全國知事會議費

百五十一萬圓

並びに長岡市において開催される産業振興博覽會出品費

百四十五萬圓

十勝川蛙、鱒捕獲孵化事業施設の強化に要する經費

八百九十三萬圓

本年八月開所する乳兒院費

四百五十四萬圓

を追加計上いたしまして、當面急を要する事業の實施にそれ〴〵遺憾のないようにいたしたいのであります。

以上申述べました歳出需要に對する財源といたしましては、

國庫支出金

三億七千七百三十一萬圓

使用料及び手数料

一千六百七十八萬圓

分擔金及び負擔金、

百五萬圓

寄附金

八十一萬圓

前年度繰越金

九千八百八十六萬圓

雜收入

一千七百十三萬圓

道債

九千九百九十萬圓

をそれ〴〵見込みまして、收支の均衡を圖つた次第であります。次に特別會計の主なものについて申し上げます。

先ず公有林費に於て千三百萬圓を追加いたしましたのは、本年五月上旬の融雪出水に因りまして美深林務署管内、美深仁字布間の軌道の路床の流失三、〇〇〇米、軌道橋梁の流失延長三六八米に及びこれが運行は全く不可能となつたのであります。本軌道の奥地には、昭和二十四年實施の道行斫伐及び民間造材を含め素材四萬五千石を殘置しており、のみならず農耕地六百餘町歩を有して居りまして、この地方唯一の交通機關として重きをなしておりますのに鑑み、事業費の半額は國庫の助成に仰ぎ、殘餘は起債に財源を求めて、これが速かなる復舊を圖ろうとするものであります。

次は自轉車競技費會計についてであります。

昨年度創設をみました本會計は一部普通會計から繰入をなし、殘餘は昭和二十四年度における競技實施の收入を見込みまして、競輪場及びその附屬施設の工事を取進めたのであります。諸般の事情によりまして、昭和二十四年度に於て開催の運びとならなかつたことは御承知の通りであります。

本年融雪以來急速に準備を整えまして五月五日開催以來現在まで既に三回十八日間を實施し、この程適當なるファン層と賣上金の見透しを得ましたのでこの際前年度決算不足額九百十七萬圓を繰上充用しようとするものであります。

なお過去の實績に鑑み一層廣告宣傳につとめて、觀客の誘致を圖ると共

に選手の出場手當及び賞金等の報償費九百萬圓を増額して優良選手の招致と公正なる競技の実施を圖り、収入の確保を期したいと存する次第であります。

何分今後共よろしく御指導御支援を賜りたいと存じます。

次に北海道自轉車登録條例設定の件につき御説明申し上げます。

最近自轉車の盜難が激増し、その所有者に不安を與えて居りますことは各位、御承知の通りであります。この事態に對處いたしますため、他府縣の例に倣ひここに自轉車登録條例を設定し、これにより、本道における自轉車の盜難防止に遺憾なからしめようとするものであります。

以上は追加更正豫算録等についてその大要を御説明申し上げたのでありますが、なお詳細につきましては、御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申上けたいと存じます。

何卒附帶議案と共に、よろしく、御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

▲昭和二十五年年度道費追加豫算副知事説明

(七月十七日議案第二九乃至三三)

ここに提出いたしました昭和二十五年年度北海道歳入歳出追加豫算査につきまして、その大要を御説明申し上げます。

先ず、災害土木復舊費において二億百四十八萬圓を追加いたしましたのは、本年の融雪災害中、全額國庫負擔の事業につき、その五割程度の事業費に對し補助金交付の見透しを得ましたので、これを計上いたしました。道路十八箇所、橋梁十二箇所、河川百三箇所のすみやかなる復舊を圖ろうとするものであります。

次は、農業再生産資金の貸付事業についてであります。最近の金融逼迫の情況に鑑み、農村におきましても、秋肥購入資金調達等の問題が大きく取り上げられておりますことは、既に周知のことではあります。このまま放置することは農業再生産上憂慮すべき事態の發生を豫測せられるのであります。道におきましても、各府縣實施の例もあり、この際一億圓を日歩一錢九厘、償還期限は十月イッパイといたしまして、北海道信用農業協同組合連合會を通じて融資の方法を講じ、これが現状を打開し、農業再生産上萬遺憾なきを期したいと存する次第であります。

次に、凶漁對策について申し上げます。

既に御承知の通り、渡島、檜山、後志等この地區沿岸は今春以來近年その例を見ない凶漁に見舞われ、漁民生活の窺狀はこれまでしばしば陳情を受けたところでありますが、私も本月上旬現地を視察する機会を得まして、でき得る限り實情を見て參つたのであります。洵にお氣の毒に堪えない所が少くなかつたのであります。しかし、本問題につきましては、目下國におきましても調査部會を設けて、その實情調査を進めており、近く何らかの善後措置が講ぜられるものと考えられますので、これが根本對策は國の方策の決定を俟つて結論を得たいと存する次第であります。しかしながらこの現状をそのまま放置することは許されないのであります。差し當りのイカ漁等にも、資金難のため事缺くような情況にあるものを對象といたしまして、三千萬圓を日歩一錢九厘、償還期限は年度内イッパイとし、北海道信用漁業協同組合連合會を通じて融資することにより、出漁に遺憾のないようにいたして、その更正の途を見出し得るようになりたいと存するのであります。なお、直面する衣食對策といたしましては、生活保護法の適正なる運営により、救済を圖るとともに、他府、土木事業、失業對策事業等における既決豫算による事業執行面において、これら漁民を吸收することに努め、當面の生活安定を圖りたい所存でありましてこれに充當せられる既定豫算の事業量は總額四億一千六百三十萬圓、これにより吸収されます勞務者は延べ五十八萬六千八百七人となるのであります。

以上申し述べました歳出需要に見合う財源といたしましては、

國庫支出金	二億百四十八萬圓
貸付金收入	一億三千萬圓
その他	三百十三萬圓

をそれぞれ見込みまして、收支の均衡を得た次第であります。

これをもちまして、今回提案いたしました豫算案につきその概要を申し上げた次第であります。なお、詳細につきましては、御質問に應じ、私若しくは參與員から御答辯申し上げたいと存じます。何卒よろしく御審議の上、付帶議案と共に適當なる御議決あらんことを切望いたします。

×

×

×

特別委員會

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○七月十三日午後零時四十五分第一委員室で開議、委員長より外務省竹野引揚課長と引揚狀況について懇談した經過について説明、本委員會の存廢について諮り、その結果、引揚援護廳の廢止まで存続することに決定、七月十八日より東京都において開催の全國留守家族大會に、委員長を派遣することを決定して午後一時十分散會

常任委員會

▲總務委員會

○七月十二日午前十時四十五分第一議員室で開議、狩太村長より狩太村の町制施行方について、奈井江村長より奈井江村の町制施行方について、室蘭市議會文教委員長より室蘭工業大學を四年制單科大學として復舊存置方の陳情を聴取、野口副知事より二十五年道費追加更正豫算の編成概要について、財政課長より各部局（道議會事務局、出納局、總務部、教育委員會、民生部、衛生部、労働部、建築部、林務部、水産部、開拓部關係）歳出豫算の内容についてそれ

ぞれ説明、これに對する質疑應答があつて午後零時十分休憩、午後一時二十五分再開、引き続き財政課長より各部、商工部、土木部、經濟部關係）歳出豫算の内容について説明、これに對する質疑應答があり、續いて歳入關係、二十五年度公有林費、醫科大學費、自轉車競技費特別會計追加豫算關係、起債（三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇同）關係、共同作業所運轉資金貸付の件、私立學校並びに建築士審議會委員の諸給與支給、道議會議員を選挙すべき各選舉區における議員數條例の一部改正、道恩給條例臨時特例の一部改正、道巡回診療、道地方醫療機關整備審議會、道温泉審議會、公衆浴場法施行並びに風俗營業取締法施行條例の一部改正、道工業振興機械購入貸付條例の一部改正、道觀光森林施設、道農産物検査、道陸運事務所設置、道立公園、道自轉車登録等條例設定の件及び道立公園指定の件について説明、これに對する質疑應答があり、手稻郷山社宅買収について協議、その結果これを買収することを諒承、野口副知事より寒冷地手當、石炭手當の支給については、政府の方針は確定したがその筋と交渉中とのことであり、八月支給が決定した場合これを提案する餘裕がないので、既決豫算の諸手當で支給し適當の時機に提案することの諒承を求めた、森川委員より室蘭工業大學の復舊について、田中（信）委員より教員養成施設擴充について、委員長より北大工學

部應用化學科に講座増設について、それぞれ建議案を提出することとされた旨發言、これを諮つてそのことに決定、財政課長より北海道財政調査委員會の改組について説明があつて午後四時十五分散會。

○七月十七日午後一時十五分第一委員室で開議、財政課長より二十五年道費追加豫算三件及び農再生産資金、凶漁地區生業資金貸付の件について説明、これに對する質疑應答があり、委員長より道議會議務局書記の旅費一部改訂に關する條例について、説明、建議案第一號乃至第三號を議題に供しこれを可決、請願及び陳情の審査にはいり、請願第百七十五號教員養成施設充實擴張に關する件採擇、陳情第百十九號北海道大學工學部應用化學科三講座増設に關する件採擇、陳情第六十號室蘭工業大學復舊に關する件外一件保留、をそれぞれ決定、北海道私立學校並びに建築士審議會委員に對する諸給與支給に關する條例設定、道議會議員を選挙すべき各選舉區における議員數條例の一部を改正する條例設定、道恩給條例臨時特例の一部を改正する條例設定、北海道陸運事務所設置條例設定及び道議會書記の旅費一部改正に關する條例設定等の件について、關係部課長の説明を受け、これを諒承して午後二時十七分散會。

○七月十九日午前十一時第二委員室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、請願第五號旭川市立女子高等學校道立移管の件外四件採擇、請願

第一五一號道税の一部免除に關する件不採擇、請願第七號定時制普通高等學校設置の件外四件保留、陳情第一四號ユネスコ運動に關する件外四件採擇、陳情第八四號道教職員厚生寮設置の件外二件保留、をそれぞれ決定して午前十一時五十分散會。

▲民生委員會

○七月五日午前十一時三十分第一委員室で開議請願及び陳情の審査にはいり、陳情第七十四號消防施設費に對し道費補助の件採擇、請願第一二四號國民健康保險再建對策に關する件外一件保留、請願第一三五號民生委員活動の實費に對し道費補助の件採擇、をそれぞれ決定、ついで民生部長より民生部の機構改革について説明があつて午後二時十五分散會。

○七月十九日午前十一時十分第三委員室で開議陳情の審査にはいり、陳情第一〇五號癩療養所（東北新生園）病棟建設に關する件はその趣旨より衛生委員會に付託替に決定、陳情第一〇九號生活協同組合連合會運営資金貸付制度設定に關する件を保留に決定、ついで道内の民生行政狀況調査のため二つの班を編成し、一班は八月一日より約一週間の豫定で、旭川、釧路方面へ、二班は八月七日より約一週間の豫定で、函館室蘭方面へ、それぞれ委員を派遣することを決定して午後一時散會。

▲衛生委員會

○七月十七日午後一時四十五分第二委員で開議衛生部長より衛生部所管の二十五年道費追加豫算の概要について説明、醫務課長より所管の豫算内容及び北海道巡回診療條例設定の件、北海道地方醫療機關整備審議會條例設定の件について、保健指導課長より所管の豫算内容について、環境衛生課長より所管の豫算内容及び北海道溫泉審議會條例設定の件、公衆浴場法施行條例の一部を改正する條例設定の件について、それぞれ説明を聴取、ついで請願の審査にはいり、請願第一四七號津別町字本岐市街に道立診療所設置の件を保留に決定して午後二時十分散會。

▲經濟委員會

○七月十八日午後三時四十五分第二委員室で開議、日本專賣公社札幌地方局長代理より、北海道における農業硫酸ニコチン原料用葉煙草栽培の奨励について、北酪販運築山理事より、原料乳検査條例並びに酪農品検査條例施行停止方について、北指導連鈴木總務課長より、家畜傳染病豫防法に基く施設並びに手数料について及び昭和二十五年農業安定策緊急助成方について、それぞれ陳情を聴取、ついで種畜場及び種羊場の問題について協議にはいり、畜産課長より、種畜場（新得）種羊場（瀧川）馬育成所（訓

子府）を現状のまま存置する機構の運営等についての考え方について説明、三澤、吉野、荒の各委員よりこれに對する意見の發表があり、その結果、委員會としては現状のままで最も効率的な計畫案を當局より提出せしめ、更らに検討することを決定して午後四時四十五分散會。

▲水産委員會

○七月十二日午前十一時十五分第二委員室で開議、余市漁業協組合長より、道南地方の凶漁に鑑み零細漁民に對する救済對策のための早急豫算化、凶漁根本對策たる漁業保險制度の法制化補給金助成の法制化、資源培養の施策實施方について、香深村長より、漁田改良（淺海漁業）について、蛇田町長より膽振管内（噴火灣）凶漁對策について、それぞれ陳情を聴取、水産部長より、水産部新機構並びに各課分掌事項について説明があり、午前十一時五十分休憩、午後一時五分再開、水産部長より、渡島、檜山、後志の道南地帯における凶漁に對し、目下不漁對策要綱によつて緊急措置をなさしめ、又漁政課長を中央に派遣し、このことについて折衝せしめているが、水産廳においてもことの重大性に鑑み、北海道不漁對策委員會を設置し目下具體策を考究中なる旨を報告、本州船の入會操業について協議、水産部長より、入會操業一カ年の實績を綜合するに、資源の亂獲、協定違反、惡質密漁等が跡を斷たず、當初本道が懸念し反

對した通りの現況に鑑み、本年度の入會反對並に資源調査の實施等について、水産廳に對し意見書を提出した旨を報告し諒解を求めたついで漁港の種類の指定について協議、水産部長より、第七國會で決定を見た漁港法施行に伴つて、漁港の新設、改修に關してはその企畫立案については水産部の分掌事項となり、工事の施行面については従來通り土木部において所管することになつてゐるので、漁港の指定に關しては、水産、土木の合同審査會で審議せられたい旨を要望、又水産課長より、漁港指定に關し水産廳指令により八月二十日まで知事が意見を提出しなければならぬので、水産、土木の合同審査會の意見を徴し、その上で種類の指定を纏めたい旨の發言があり、このことについて協議の結果、合同審査會を開いて審議することに決定した。ついで漁政課員、水産孵化場次長、

水産試験場漁撈部長、水産物検査所長より、それぞれ所管の追加豫算の内容について説明を聴取、水産部長より、水産物高度利用施設に對し、このたび見返り資金による融資について、曲メ高橋水産會社外十一社にそれぞれ割當融資を決定した旨の報告があつて午後三時五十五分散會。

○七月十八日午後零時五十分水産部長室で開議 因漁對策に關する建議案を上程することを決定し、これが提案方について各派交渉會に申入れすることを決定、壽都町長より、壽都港を漁港

法による種類指定の場合第四種漁港に指定せられたい旨の陳情があり、因漁對策に關し中央折衝委員を東京に派遣することを決定、ついで請願及び陳情の審査にはいり、請願第一四六號春鮭因漁對策に關する外一件採擇、陳情第一〇一號沿岸漁田改良施設補助の件外二件採擇、をそれぞれ決定して午後一時四十五分散會。

○七月二十日午前十一時副議長室で開議、水産部長、水産課長、水産孵化場長及び水産試験場長より二十六年度國費豫算要求内容について説明があつて午後零時二十分休憩、午後一時三十分再開、漁港種類の指定方について協議、港灣課加藤事務官より漁港種類の第一種乃至第四種の性格と各種類の國費補助率について説明、業港の種類別調書案にもとづいてこれが種類を決定しなおこのことについて土木委員會と合同審査を行うことを決定して午後二時三十分散會。

▲商工委員會

○七月十八日午後零時五十五分第一委員室で開議、瀧川化學工業株式會社の再建についての陳情を協議、その結果これが再建運動に協力することに決定、陳情及び請願の審査にはいり、陳情第二百二十號松前タルク開發に關する件外二件採擇、陳情第二百二十一號綿紡績設備増設に關する件を採擇して建議案を提出することに決定、請願第三百三十九號木材乾燥工場設置費に對し道費助成の件外一件を保留に決定、工務課長より

北海道工業振興會機械類購入貸付條例の一部を改正する條例設定の件について説明を受け、これを諒承、福島委員より最近有効需要の減退及び都府縣商品の進出により道内企業者は經營困難を招來している實狀であるから、需要についてはでき得る限り道産品を愛用せしめるよう建議案を提出しては如何と發言、このことを諮つて異議なく決定、商工振興課長より信用保險制度の信用保證協會機能活用方について議會において考慮せられたい旨發言、委員長より政府において實施せんとする信用保險制度について道信用保證協會の機能を最大限に利用せられるよう建議案を提出することを諮り、そのことに決定、ついで道内の商工事情調査を行うことに決定して午後二時五十分散會。

▲林務委員會

○七月四日午前十一時第二委員室で開議、請願第十二號農耕地を開拓地より除外し保安林に編入の件を議題に供し、林務部及び開拓部係員より現地の狀況について、説明を聴取、これに對する質疑應答があつたが、なお研究のため保留ついで北海道立公園條例設定の件、道立公園指定に關する件及び觀光森林施設條例設定の件について林業課長の説明あり、これを諒承して午後三時二十分散會。

○七月二十日午前十一時林務部長室において開議、請願及び陳情の審査に入り、請願第一八九

號耕地防風林造成補助金復活の件外一件及び陳情第九八號道有林一部伐採方の件を採擇、請願第一七三號道立公園に指定の件を調査のため保留することに決して午後二時三十五分散會。

▲開拓及び農地委員會

○七月四日午前十一時四十五分第一委員室にて開議、糸川、佐藤兩委員より道内開拓地の視察狀況について報告あり、ついで拓務課長、營農指導課長より昭和二十五年年度道費追加豫算についての説明を聴取、これに對する質疑應答の上下午後二時二〇分散會。

○七月十三日午後十二時二十八分第二委員室にて開議、請願の審査に入り、請願第一四一號南富良野村所在民有未墾地買収決定地の開發促進の件を採擇、開拓及び農地第一二號及第一三號未墾地民有林を買収より除外の件を不採擇と夫々決定し午後十二時五十分散會。

▲土木委員會

○七月十七日午後一時三十分第三委員室で開議委員長より、さきに陳情した國營土木工事豫算適季配付等に關する件が參議院において採擇せられた旨を報告、次いで全國議長會議定例會提出議案の有無を諮り、これに對して委員より種々意見があり結局、理事者側と諮り特に提出するものがあれば提出することを委員長に一任に決し、加藤事務官（港灣課）より港灣法による

費用負擔率及び北海道の特殊事情からこれに對し關係方面に特例條例制定について陳情している旨を説明、議會としてもこれに協力願いたいとの要望がなされた。これに對し委員よりも意見があり本道の特殊事情から強力に運動されるべきであるとし早速決議案を作成し議會として中央に陳情することを決定した。次いで下川村助役より道路の開さく、準用河川認定の件について、乙部村長より瀬棚線道路改修についての陳情を聴取、土木部長より昭和二十六年年度國費豫算要求の概要、昭和二十五年年度災害復舊について災害の狀況、追加豫算提出のことについて説明を受け、引續き付託請願及陳情の審査について諮つたが、本會議との關係もあり次回を明十八日午前十時より開會することとして午後二時三十分散會。

○七月十八日午前十時三十五分第三委員室で開議、直ちに請願の審査に入り請願第一二九號、町村道忠類中當線間道路を準地方費道に編入の件を採擇し、壽都町長より壽都港第四種指定並びに擴張工事施行の件について陳情を聴取、本會議開會のため午前十一時二十分散會。

○七月十九日午前十時四十四分第二委員室で開議、直ちに請願及び陳情の審査に入り請願第一三一號、厚岸港灣内岩礁爆破に關する件外請願二二件及び陳情九件を採擇請願第一三〇號、當緣川改修工事施行の件外六件及び陳情六件を不採擇とし、請願第一二七號、尻無川明渠排水堀

さく、の件外一件及び陳情一件を調査保留とした次いで土地改良課長より暗渠排水工事費について、中央としてはこれを補助工事として取扱う意向であること及びこれに對する道の意向を説明、開發途上の道として重大影響があるのでこれを從來通りとするよう中央に反映さすよう努力されたいと要望があつた終つて委員長より請願陳情の實情調査につき諮り、道東、道南、中央及び道北の三班に分けこれを調査することに決し、編成その他については委員長に一任後刻打合せこととした。次いで町村道に對する道費補助を五千萬圓に増額のことについて委員として知事に交渉することを決し、各派よりの代表を次の通り決した。民主 宮坂委員、農民 土井委員、民自 岩本、中牧兩委員、社會 原野委員、無所屬 山田（又は窪田）委員。

次いで加藤事務官（港灣課）より八月十五日まで中央に提出する漁港種別決定のための水産及び土木兩委員會の合同審査會開催について要望があり委員會としてもこの必要を認め水産委員長と諮り日時を決定通知することを中合せ、労働及び建築委員會より合議の陳情第七九號、失業者の生活安定に關する件を審議、土木關係については出来るだけ仕事を與えることを決し原本は労働及び建築委員會に返すこととした。なお次回は特別調査完了を待つて招集することとしこれを委員長に一任、午後一時二分散會。

▲労働及び建築委員会

○七月十七日午後一時二十分第二委員室で開議
労働部長より、採炭その他炭礦技術の輔導を目的とする炭礦關係職業輔導の設置豫算を中央に對し要求折衝中のところ、この程本道に對し三箇所設置分の豫算が決定せられ建設地については目下慎重に検討中なる旨報告、ついで労働部關係の追加豫算の概要について説明、又最近の一般的労働情勢について説明、これに對し山内委員より質疑があり、西村委員より、主食掛賣融資の豫算措置につき、委員長より知事に申入れされたい旨を要望、このことについて諮つたところ全員の賛成があり、委員長より、その旨を知事に對し申入れすることに決定、なお道内の失業、凶漁、企業狀況及び労働會館運営狀況等を調査するため、委員を派遣することを決定して午後二時四十五分散會。

○七月二十日午後三時四十分建築部長室で開議
住宅課長より北海道住宅金融公社（財団法人）設立資金として道より百萬圓を寄附すること及び住宅建設公社による賃貸建築助成費（小樽市外七カ市、鐵筋、ブロック共に計三二四戸分）二千四十八萬三千圓を支出すること並びに道内市町村における國庫補助庶民住宅割當洩れのところ又は火災等の被害による住宅拂底地に對し道費補助で庶民住宅五百戸を建設するそれぞれの豫算を次期議會に提案することについて諒解

を求め、委員會としてこのことを諒承、建築指導課長より建築士法の施行、本道における對火建築物の現況及び國土建設國民運動について説明、工營課長より議事堂工事の現況について説明、ついで道内の建築行政調査のため、委員を派遣せしめることを決定して午後五時四十分散會。

雜

アメリカ議會の運営と活動

衆議院渉外課長

島靜一氏視察談より

○州議會

アメリカの州議會では自分のことは一切自分でやる。つまり構成なり手續なりというものを自分でやることはむろんであるが非常におもしろいのは民事刑事の裁判の法律までが連邦の法律の制限がない限りは勝手にきめている。

例えばある州では結婚が非常に簡単で何ドルかを出すとすぐ結婚が成立しライセンス（許可證）をくれる。教會の儀式も何もいらぬという州があるかと思うとほかの州では離婚が簡単だというわけで簡単にある州で結婚してほかの州へ行って離婚するということも行われ得るわけである。そうかと思うとある州では禁酒、酒を飲ん

ではいかぬことになつておるかと思うとある州ではじやん／＼飲んでおる。だから隣の州へ行つて飲んで來ることが當然起るわけである。

また州によつては死刑があるところがあるかと思うと死刑を禁止しておるところがある、また税金が非常に違ふということも當然起るわけであつてその結果州によつては自分のところの所得税は非常に安いからぜひと新しい工場は自分のところできつてくれと宣傳をさかんにやつておるところもある。

こんなことは日本ではあり得ないところであるが州の自治權というか、獨立權、發言權が非常に強い結果として州と州との利害が非常に食い違ふということが當然起つて來る。

○政黨

アメリカは民主黨、共和黨の二大政黨主義をとつておるけれども、議會の運営というものは、政黨主義ではない、法案、議案中心であるということ、私どもとしては學ばなければならぬということを感じたのである。つまりアメリカの場合は、二大政黨というものは非常に全國的な組織を持つておつて、その政黨組織の發達は日本どころではないのである。ワシントンには、民主黨、共和黨とも全國委員會という大きな組織を持つてゐる。ところがその下には州の委員會あり、郡の委員會あり、市又は村の委員會あり、部落の委員會まであるといつたぐあ

いで、ピラミッド型に完全な組織が、末端までできてゐる。自分の村では民主黨員が何人おるといふことを、ちゃんと帳面につけておるといつたぐあいにやつてゐる。そういう意味では、政黨の活動というものは非常に旺盛であるといふことが言えると思うのであるが、議會の中では政黨というものは、これは日本とは非常に違ふ點であるが、主として四年母の大統領選舉、二年毎の兩院議員（上院は三分の一）の選舉が目的の團體である。そして議會の操縦なり議會の運営を、政黨中心にやらないのである。つまり政黨の總裁というものもないのであるけれども議員は政黨の役員には全然ならないのである。そしてまた、議長並びに委員長というものは、多數黨から選ばれるという點はあるのであるが政黨の角度から議會で法案を争う、つまり與黨が政府の出すものには何でも賛成して、野黨が何でも反對だといふことは起り得ないのである。議案の内容によつて賛成あり、反對あり、投票の結果が與黨對野黨にわかれるといふことは、全くないといふのが實情である。議員はもちろん黨出身であるから、黨の政綱、政策といふものについては一般的には服従するといふことはあるけれども、きわめて大きな黨の根本的主義、政策問題以外については議員は完全に自由なのである。上院の場合、もう完全に拘束されないのである。代議士會ともなければ議員

總會もない、役員會もない。大體政黨の控室といふような場所は議會には全然ないのである。帽子かけみたいな茶飲み場みたいなクロークルームが民主黨、共和黨に一つずつある。控室と稱するものはどこにもないのである。

從つて議院内で代議士會をやつて、個々の議案に對する態度を黨議できめるというやうなことは全然ないのであつて、上院議員は常に自分の判斷で投票する。たとえ政府提出の法案でもそうである。たとえば、最近の米紙などを見ると、たとえばフーヴァー・コミッションという行政改革の非常に重要な一連の法案があるのであるが、トルーマン大統領が要求している法案である。これに對しておもしろいのは、そのあるものに對しては與黨のルーカスという多數黨院内筆頭總務さえ反對しておる。つまり民主黨内部でも、反對も相當に多いといふわけである。その調子で上院議員の場合には完全に拘束されない。

下院の場合には、民主黨だけ代議士會といふものがあるのである。ところがめつたに聞かれない。開會の初に一同くらく開くといふ程度であつて、政府の要求するきわめて重要な法案だけについて、共同歩調をとるといふことをやるだけであつて、あとは一切その黨議で拘束されるといふことはないのである。たとえ重要法案であつても議員が選舉區に對して別な公約をしておるといふ場合には、その議員を何ら縛らない

のである。そういう點からしまして議案の審議をやつた結果、投票が民主黨對共和黨、與黨對野黨にわかれるといふことが全然ないといふ點はわれ／＼もかなり學ばなければならぬ點かと思ふのである。つまりその法案の内容を審議しても日本のように議員が自分の判斷でイエスとかノーとか言えない。黨が一切の法案に對する態度をきめてしまふといふことは、これは大きな問題があると思ふ、つまり議員といふのは立法者である。その立法者が獨立の判斷で法案の是否の決定ができない、議會のそこにある政黨がすべてきめて、それを議會が確認するだけだといふことになつたら、これはいろいろ議論があるのであるが、この議會の唯一の立法機關としてのレーズン、デール、そういう地位が失はれるのではないかと思ふのである。つまり議員が、自分ではいゝと思ふ法案でも黨が反對だから反對するといふことになる、黨議に拘束されて、自分の意思に反して投票せざるを得ないといふわけになる。それではまづたく政黨のロボットになるといふ懸念があるのではないかと思ふのである。

○議會と立法權

議案の提出、起草といふ點では議會が立法權を持つておるといふ建前からして、豫算も法案も政府が出すといふことはないわけであつて、議員が自立的に提出する。しかも自分で審議し

て立法するということになるわけで非常な勉強を要するわけである。提出の手續きは非常に簡單で下院の場合であると議長席のわきにホッパ―という小さい黒いブリキの箱みたいなものがぶら下つておつてその中へ書類を突つ込んで置く、これは法案の提出になるのであつて、そうすると翌朝ちゃんと印刷して全議員に配布するというわけである。ところが上院の場合は大體議場で法案が提出されるのでありまして「議長」と呼んでまず發言を求め、そして「何々君」というのもアメリカでは言わないのであつて、何州出身の上院議員、セネタ、フロム、カリフォルニヤ、といったぐあい、カリフォルニヤ出身の上院議員という呼び方をするのである。そして、自分は法案を提出したいが全員一致の賛成を求めると言うことを言うのであつて、一人反對するともうその日は提出できないといったようなことがあるわけであるが、實際上は反對しないらしいのである。比較的提出の手續きは簡單であるが、その内容をだれがつくるかという、重要法案については、まず大統領が教書というもので、これ／＼の法案をつくつてくれということを求める、またそれ以外にも各省の長官というものが、委員長あてに手紙を書いてこれ／＼の法案をつくつてくれ、ということを求めるのは言うまでもないことである、また圖書館というものがあつて、國會圖書館に立法考案局、日本でもこれをまねたわけである

が、並びに法律顧問(レジスレイティブ、カンシール)というものがあつて、その援助を受けて法案を出すわけで、むろん各い／＼な經濟團體が、自分で法案を用意して議員に出させるということもあるわけである。議會が一切の法案の起草、並びに提出の責任を負つておるからして、議會の負擔というものが非常に重いわけである。年々法案の数がふえて來るということである。たいへんなことがある。何でも今までの議會で、一番よけい法案が出たレコードというものを聞いてみ、たがこれは六十一議會で下院で三萬三千の法案が出たと言われておる。上院では一萬、昨年の八十一議會の第一會期では、下院で六千五百、上院では二千七百という法案が出ておるそのうち大統領が署名をして、法律になつたものは七百ばかりということであるから、非常に多いということは、争えないわけであつて、何でも多い日には二百件も出る、中には議員一人で二百件から三百件出したという例があるそうである。日本の小川友三氏みたいに質問のレコードを争う人もあるからして、どこの國にも似た人間がいると思つたわけである。これはイギリスでもやつておるがアメリカの特殊な點であるけれども。プライベート、ビル、私の法案というものがあるのである。これは外のどこの國にもないものであるが、個人の何とか婦人に年金をやれ、あるいは何ほの賠償を國家に對して求めるといつたような個人相手のもので

あるけれども、みな法律によつておるわけである大體日本の請願式なものを、法律の形につくり直したものがこれである。

○上院と下院

參議院は衆議院と同じ形になつたらこれは無益だという議論があるけれども、これは昔からある考え方であつて、アメリカでもこの上院をつくるかつくらぬかということで、かなり議論があつたらしい何でもこれはジェファートソンという三代目の大統領で、アメリカ憲法の生みの親でもあるが、或る日ワシントンに對して、なぜ上院を置きますかということを質問したという話があるするとワシントンは、その質問には答えないで、あなたはお茶を注ぐときにじかに茶碗に注ぐか、それとも湯ざましの中へ入れてから注ぐかということを聞いたそうであるすると自分は湯ざましの中に入れて冷やしてから飲むと言つた。ワシントンはその時その通り冷やすために上院が必要だ、つまり頭を冷やすために上院が必要だと言つたという話がある。

○議員

議員は國民の代表であつて個々の選舉區の代理人でも何でも無い、しかし國家の利益と相反しない限り、選舉區なり選舉民というものの利益を中心にして考えるということは、やむを得ないばかりではなくて、また自然のことかと思

うのであるが特にアメリカの場合、上院議員などは州を代表してある關係から州の利益のために非常に闘うということが、當然起るわけである。また州民も議員に對して絶えず手紙その他を通じて激勵をやる。要求をする。二回ばかり日本にも参つたカリフォルニア出身のノーランドという議員などは毎日五百通ばかりの手紙を選挙區からもちやうと言つておつたそしてこれに對し返事を書くそうである内容のある返事を出せなければ少くとも受取つたという返事はする

ものである。手紙をもちつて返事を出さぬような議員には投票しないようなことを、みんな言つておつたが、それくらいに議員というものは選挙民に對して責任感を持つておるようである。選挙民はまた議員に對して非常な尊敬を持つておる、かりそめにも自分の州出身のあるいは少くとも自分の投票した議員を非難するといふことはないのであつて、たとえば上院議員ならセネター、下院議員の場合はコングレス、マンという言葉を、議長も議員を呼ぶ際には直接名前を呼ばない。セネター、フロム、カリフォルニアという具合に何州選出上院議員という呼び方であるが、これら非常に尊敬の念の現われである。従つて議長は一院の權威を代表しているわけで議長が議場に現われるとあたりがしんと静かになり雑語しておつた議員もだまる

とのことである。

の注意にもかゝわらずなおそれをやめない場合には議長が「何とか君」とやる。するといきなり守衛がやつて来てその議員をつまみ出してしまふ、つまり「何とか君」と呼ばれるのは議員の特權の停止を意味するので非常な恥辱である。

○言論の尊重

アメリカ議會は討論の自由が非常に確保されておつて、やじとか演説の妨害というものはないとのことである。これは連邦州ともある點である。……フランス革命のときにヴォルテールという有名な政治家がおつたが、彼は文人でもあつたわけであるが、自分は自分の政治上の敵、政敵の意見は絶対反對だ絶対反對だが自分は彼の意見を表明する權利は死をもつてでもこれを守るといふことを盛んに言つたそうである。つまり他人の言論を尊重するといふことが、民主主義の根柢であるといふことは、これは言うまでもないのであつてアメリカでは大體この點はかなりの程度で實現されておるといふことを感じたのである。

○白人と黒人

アメリカの黒人の數は現在一千二百萬を超えている。たとえばジョルジャーという州があ

るがこの人口は何んでも三百萬でそのうち百萬くらいが黒人ほまたサウスカロライナ州では統計によると百九十萬くらいだといふのであるが八十萬が黒人ほ、つまり南部の諸州では大體三分の一が黒人ほである。ある州では黒人ほの人口が白人ほより多いといふことで恐れをなしておるところがあつた、しかも黒人ほの増殖率は非常に高いのであつて將來黒人ほと白人ほとを完全に平等に扱ふといふことになる。とどえらいことになるかと心配しておつた、この南部の州ではたとえば驛の待合室でも黒人ほと白人ほとは違ふであつて車輛も違ふ便所はむろんであつて教會、學校も違ふといつたような違ひ方をしておる。それを全然平等に扱ふといふことは非常に大きな問題がある。

▲來 往

- 岩手縣議會教育民生常任委員一行十名は七月十日函館着で來道教育民生關係その他につき、旭川市、膽振支廳管内を視察し十七日退道した
- 福井縣議會文教部常任委員一行五名は七月十一日函館着で來道、教育行政その他につき、函館、小樽、旭川、岩見澤、室蘭の各市を視察し十七日退道した。
- 鹿児島縣議會農政常任委員一行十二名は七月十一日函館着で來道、農政その他につき石狩、膽振各支廳管内及び旭川市を視察し十六日退道した。

●京都府議會經濟常任委員一行七名は七月十二日函館着で來道、水産漁業實地調査のため、小樽、室蘭、帶廣、釧路各市及び日高、根室支廳管内を視察し二十一日退道した。

●青森縣議會農地常任委員一行八名は七月十四日函館着で來道、農業經營、土地改良及び開拓状況につき石狩、上川、釧路國、膽振各支廳管内及び旭川、帶廣、兩市を視察し二十二日退道した。

●山口縣議會經濟常任委員一行十四名は七月十七日函館着で來道、開拓地及び水産、畜産、農事林、業耕、地關係その他につき石狩、上川支廳管内及び留萌、北見兩市を視察し二十一日退道した。

●秋田縣議會林務常任委員一行六名は七月十八日函館着來道、林務行政その他につき釧路國、

上川各支廳管内及び旭川市を視察し二十五日退道した。

●福岡縣議會總務常任委員一行四名は七月二十日函館着で來道、行財政一般その他につき、上川、釧路國、膽振各支廳管内を視察し二十七日退道した。

●秋田縣議會總務常任委員一行九名は七月二十一日函館着で來道、行財政一般その他につき釧路國、網走、膽振各支廳管内及び旭川、釧路兩市を視察し三十日退道した。

●福岡縣議會第二經濟常任委員一行七名は七月二十二日函館着で來道、開拓地その他につき石狩、網走、釧路國、膽振各支廳管内及び釧路、帶廣兩市を視察し八月四日退道の豫定。

●福島縣議會公安維持常任委員一行九名は七月二十二日函館着で來道、警察行政、公安の状況

につき、旭川、苫小牧各市及び空知支廳管内を視察し三十日退道した。

●石川縣議會經濟常任委員一行二十一名は七月二十四日函館着で來道、經濟行政その他につき旭川市及び膽振支廳管内を視察し二十八日退道した。

●新潟縣經濟常任委員一行十二名は七月二十四日函館着で來道、經濟行政その他につき函館、小樽、旭川各市及び膽振支廳管内を視察し二十九日退道した。

●高知縣議會經濟及び勞働常任委員一行十一名は七月二十五日函館着で來道、勞働經濟行政その他につき旭川市及び渡島支廳管内を視察し三十日退道した。

▲議員の動靜

出張期間	用務	氏名
七月六日より四日間	選舉管理委員會總會及勞働會館開館式出席のため (室蘭市及膽振支廳管内)	副議長 鈴木源重
七月八日より三日間	衛生事務打合せのため (後志支廳管内)	議員 田中巖
七月十五日より七月十二日間	全國留守家族大會出席のため (東京都)	議員 井川伊平
七月十九日より五日間	道議會事務所打合せのため (釧路市)	副議長 鈴木源重
七月二十一日より三日間	町制施行調査のため (空知、後志各支廳管内)	議員 齋藤益夫

七月二十二日 より十一日間	道議會事務打合せのため (札幌市及び東京都)	議長 坂東秀太郎
七月二十四日 より十二日間	勞働事情調査のため (釧路、網走、北見、室蘭、函館各市及釧路、膽振、渡島各支廳管内)	議員 金澤平、松本武吉、安達一、山内達、山崎清次、西佐田、村藤武吉
七月二十四日 より七日間	勞働事情調査のため (網走各支廳管内)	議員 本間武三
七月三十日より十日間	商工事情視察のため (旭川、稚内、留萌各市及上川、宗谷、留萌各支廳管内)	議員 高窪齋、高川橋、藤田、源常雄、長々、次郎、男松吉郎

資料

▲各省大臣並に各政務次官一覽表（二五・七・一五調）

大	臣	名	所屬選舉區	年令	次	官	名	所屬選舉區
內閣總理	吉田茂	自	高知七一					
外務	兼 吉田茂					草葉隆圓	參自愛知	
大藏	池田勇人	自	廣島五〇			西川甚五郎	參自滋賀	
法務(總裁)	大橋武夫	自	島根四五			高木松吉	自福島	
文部	天野貞祐		六五			水谷昇	自三重	
厚生	黑川武雄	參自	東京五七			平澤長吉	自秋田	
農林	廣川弘禪	自	東京四八			島村軍次	參自岡山	
通商產業	橫尾龍	參自	兵庫六六			首藤新八	自兵庫	
運輸	山崎猛	自	茨城六四			關谷勝利	自愛媛	
郵政	田村文吉	參自	新潟六三			山本猛夫	自岩手	
電氣通信	兼 田村文吉					加藤隆太郎	自東京	
勞働	保利茂	自	佐賀四八			山村新治郎	自千葉	
建設	増田甲子七	自	長野五一			渡邊良夫	自新潟	
國務(副總理)								
技術行政科學 相當新聞 出版用紙 相當	林護治	自	高知六一					

七月三十日より九日間

商工事情視察のため
(旭川、釧路、十勝各支廳管内)

議員	議員
高橋雄之助	本多吉一
横山準治	坂東利雄
太田益夫	福島浩一

▲衆參兩院正、副議長並に各種常任委員長
一覽表 (二五、七、一七調)

國務 (經本長官)	周東英雄	自山口五三	小峰柳多	自群馬
物價			郡祐一	自茨城
國務 (地財委) (自治廳)	岡野清豪	自大阪六〇	小野哲	參綠千葉
賠償廳長官	兼增田甲子七		小西寅松	自大阪
行政管廳長官	兼廣川弘禪		城義臣	參自熊本
北海道開發 官	兼增田甲子七			
內閣官房長官	岡崎勝男	自神奈川五二		

農	厚	文	大	外	法	地	人	內	委員	副議長	議長	衆議院	所屬選舉區
林	生	部	藏	務	務	行政	事	閣	會名	長	長	院	區
千賀康治	寺島隆太郎	長野廣	夏堀源三郎	守島伍郎	安部俊吾	前尾繁三郎	田中伊三次	木村公平		岩本信行	幣原喜重郎	參議院	所屬選舉區
自愛知	自千葉	自高知	自青森	自福岡	自宮城	自京都	自京都	自岐阜		自神奈川	自大阪	院	區
岡田宗司	山下義信	堀越儀郎	小串清一	櫻内辰郎	北村一男	岡本愛祐	木下源吾	河井彌八		三木治朗	佐藤尚武	院	區
社全國	社廣島	綠全國	自神奈川	民島根	自新潟	綠全國	社北海道	綠靜岡		社神奈川	綠青森	院	區

水産	富永格五郎	自北海道	木下辰雄	緑全國
通商産業	小金義照	自神奈川	深川榮左衛門	民佐賀
運輸	前田郁	自鹿児島	佐々木鹿藏	自廣島
郵政	池田正之輔	自山形	大野幸一	社全國
電氣通信	關内正一	自福島	柴田政次	自全園
建設	藥師神岩太郎	自愛媛	柴田政次	自茨城
勞働	倉石忠雄	自長野	赤松常子	社全國

昭和二十五年年度豫算現計調

(昭和二十五年七月二十日現在)

經濟安定	圖司安正	自山形	佐々木良作	無全國
豫算	小坂善太郎	自長野	波多野鼎	社福岡
決算	菅家喜六	自福島	前之園喜一郎	民鹿児島
議院運營	小澤佐重善	自岩手	佐藤義詮	自大阪
懲罰	森幸太郎	自滋賀	石原幹市郎	自福島
圖書館運營	東井三代次	自奈良	德川宗敬	社全國

一般會計 (歳入の部)

科 目	既定豫算額	追加	追加	追加	追加	總額に對する割合	計
道 稅	三,四四一,〇〇〇,九〇〇	—	—	—	—	三六三	三,四四一,〇〇〇,九〇〇
公營企業及財産收入	一四七,四九五,八〇〇	—	—	—	—	一・二五	一四七,四九五,八〇〇
分撥金及負擔金	一七五,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	一・三五	一七五,〇〇〇,〇〇〇
使用材料及手数料	四〇三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	三・二	四〇三,〇〇〇,〇〇〇
寄附金	六五,七〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	〇・五二	六五,七〇〇,〇〇〇
繰入金	二四,七〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	〇・一九	二四,七〇〇,〇〇〇
繰越金	一六八,八五六,九〇〇	—	—	—	—	一・九	一六八,八五六,九〇〇
繰入金	四八,三三六,四〇〇	—	—	—	—	四・四三	四八,三三六,四〇〇
道 債	七六〇,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	六・六七	七六〇,〇〇〇,〇〇〇
純道負擔計	五,六三三,九三三,一〇〇	—	—	—	—	四・五七	五,六三三,九三三,一〇〇
地方配付稅	一,九三三,一三五,〇〇〇	—	—	—	—	一・四七	一,九三三,一三五,〇〇〇
國庫支出金	四,五八一,二三五,五〇〇	—	—	—	—	三・九	四,五八一,二三五,五〇〇
純國庫負擔計	六,五二五,三七〇,五〇〇	—	—	—	—	五・四三	六,五二五,三七〇,五〇〇
歲入計	一三,四七三,五〇五,六〇〇	五九八,八七五,七〇〇	一〇一,四八〇,〇〇〇	一〇一,四八〇,〇〇〇	三二,三六五,一〇〇	一〇〇・〇〇	一三,四七三,五〇五,六〇〇

著
譯
者

天皇

石井良助

世界經濟年報
二

世界經濟研究所

若き人たちへ

同 同

(歳出の部)

附 録

▲請 願

第三回定例道議會に於て各常任委員會に付託した請願は次の通りである。

請託 委員會	請願番號	件	名	請願者
總務	請願第五號	道税の一部免除に關する件	古平町長	伊藤 由松
經濟	同第一五二號	農業普及事業充實に關する件	中富良野村農改委員 長 泉 虎三六名	
同	同第一五三號	農業改良普及員の充實強化(増員) の件	門別村農改委員 長 太田 弘九名	
同	同第一五四號	農業改良普及員増員方の件	河西村農改委員 長 荒井 庄松	
同	同第一五五號	農業改良普及員増員の件	上ノ國農改委員 長 若 狹 善太郎	
土 木	同第一五六號	九萬川切替改修工事全長施行の件	九萬川地區河川改修期 成會 竹 内 外十四名	
同	同第一五七號	池田一様舞一高島線、高島一常盤一 下居邊線村道を準地方費道に昇格の 件	池田町長 新 津 外一名	
同	同第一五八號	下川字サンル一雄武町上幌内間道開 さくの件	雄武町長 山 崎 外一名	
同	同第一五九號	名寄川支流パンケ川を準用河川に認 定の件	下川町長 末 武 次郎吉	
同	同第一六〇號	町村道新得町七號道路及び西四線道 路の一部を地方費道認定の件	新得町長 杉 本 義行	
同	同第一六一號	常呂川左岸堤防探土購入費減額の件	常呂村長 小 林 千代松	
經濟	同第一六二號	農業改良普及員増員の件	網走支廳地區農改委員 長 日 並 準一	

土 木	同第一六三號	三石村字美河一村界間道路新設工事 施行の件	三石村長	廣田 時治
同	同第一六四號	道路側溝新設工事施行の件	同	
同	同第一六五號	三村字稻見狹伏村字上野深間道路開 さく工事施行の件	同	
同	同第一六六號	村道結布一歌節線及び舞一本桐線 を準地方費道に昇格の件	三石村長	廣田 時治
衛 生	同第一六七號	函館理容學校に補助交付の件	函館市財團法人野又學 園理事長 野又貞夫	外一名
土 木	同第一六八號	サロベツ川切替工事施行の件	豊富村長	馬 惣三郎
同	同第一六九號	天鹽郡豊富茅身線産業道路改良國 補助工事繼續施行の件	同	
總務	同第一七〇號	待太村に町制施行の件	待太村長	鈴木 木 五十治
土 木	同第一七一號	阿寒國立公園内觀光道路の修繕並 に展望台その他施設工事施行の件	弟子屈町長	藤 惣七郎
經濟	同第一七二號	農藥硫酸ニコチン原料用草煙草栽培 奨励の件	北海道指導農業協同組 合連合會長 松本 太郎	外三名
林 務	同第一七三號	道立公園に指定の件	厚岸町長	土 岐 紀文
總務	同第一七四號	科學博物館設置に關する件	釧路地方綜合開發促進 期成會々々長 二瓶榮吉	外一名
同	同第一七五號	教員養成施設充實擴張に關する件	北海道學藝大學々々 田 所 哲太郎	外五名
土 木	同第一七六號	虻田港築設の件	虻田町長	黒 木 外一名
同	同第一七七號	苫前船入洞擴張工事施行の件	苫前町長	新 保 福治
同	同第一七八號	地方費道札幌一十歳一十歳支笏湖間 道路舗裝施行の件	札幌市長	高田富興 外九名

第三回定例道議會で採擇に決した請願は次の通りである。

請願番號	件	名	請願者
經濟同第一七九號	昭和二十五年農業安定對策緊急助成の件	北海道指導農業協同組合連合會本	六太郎
同第一八〇號	北海道信用農業協同組合連合會對し道費會計資金豫託融通の件	北海道信用農業協同組合連合會會長岡村文四郎	外一名
水産同第一八一號	漁業對策に關する件	長萬部町長野	作太郎 外四名
勞働及建築同第一八二號	道費による住宅建設助成に關する件	生田原村長北野	吉五郎 外一名
土木同第一八三號	市道を地方費道に認定の件	苫小牧市長田中	正太郎
同第一八四號	沼端一早來間道路開さく促進の件	同	
林務同第一八五號	瀧ノ上軌道利用組合に對し道費助成の件	瀧ノ上町長岡本	外一名
總務同第一八六號	斜里町立高等學校を道立高校に移管の件	斜里町長米澤	鶴松
衛生同第一八七號	白老村を苫小牧保健所管轄區域に編入の件	白老町長淺利	義市 外一名
民生同第一八八號	北海道厚生共同作業組合に對し運轉資金融資の件	北海道厚生共同作業組合代表西村直藏	外六名
林務同第一八九號	耕地防風林造成補助金復活の件	齒舞村長川島	千代吉 外六名
土木同第一九〇號	下頃邊川改修工事施行促進の件	浦幌村長吉川	利昌
同第一九一號	野東川を道費河川に認定の件	岩内町長清水	武夫 外一名
林務同第一九二號	木材消費都市に木材倉庫設置の件	道木材協會長山本	茂郎 外一名

請願番號	件	名	請願者
請願第五號	旭川市立高等學校並びに旭川市立女子高等學校道立移管の件	旭川市長前野	與三吉
同第七九號	教員免許關係法令に伴う現職教員の教育に關する件	美唄町議長菅原	勇吾
同第二二一號	道立吃音矯正所設置の件	札幌市北一、西二〇今村	明二名
同第二二九號	町村道忠類中當務間道路を準地方費道に編入の件	忠類村長遠藤	清作
同第三三一號	厚岸港灣内岩礁爆破に關する件	厚岸町長岐紀	文
同第三三二號	土地改良事業施行の件	忠類村長遠藤	清作
同第三三四號	網走市鯨浦に船入洞築設の件	網走市長吉田	榮吉 外一名
同第三三五號	民生委員活動の實費に對し道費補助の件	全道民生委員代表函館市民生委員常務委員會協議會議長杉崎	外四名
同第三三六號	士幌新橋架設の件	士幌村長吉田	市太郎
同第三三七號	町村道山部街道補修工事に對し補助の件	富良野町長古東	久平
同第三三八號	富良野町落合橋復舊工事に對し補助の件	同	
同第一四〇號	町村道風連村一下川町間を準地方費道に昇格の件	風連村長田中	彌太郎
同第一四一號	南富良野村字北落合所在民有未墾地買収決定地の開發促進の件	南富良野村長上壽	造
同第一四三號	函館市小舟町地先に漁港築設の件	函館市長藤	大睦 外一名
同第一四六號	春鮭凶漁對策に關する件	春鮭凶漁對策委員會長江差町長谷口	太市 外一名

同 第一四八號	室蘭市舟見町追直漁港築設工事促進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄 外一名
同 第一四九號	幌向運河切替並びに附帯工事施行の件	幌向村長 長谷川 源之丞
同 第一五六號	丸萬川切替改修工事、全長施行の件	丸萬川地区河川改修期 成會 竹内 外十四名
同 第一五七號	池田一様舞一高島線高島一常盤一下居邊線町村道を準地方費道に昇格の件	池田町長 新津 秀 外一名
同 第一五八號	下川町宇サソル雄武町上幌内間道路開さくの件	雄武町長 崎 進 外一名
同 第一五九號	名寄川支流ベンケ川を準用河川に認定の件	下川町長 末武 次郎吉
同 第一六三號	三石村宇美河一村界間道路新設工事施行の件	三石村長 廣田 時治
同 第一六五號	三石村宇和見一荻伏村宇上野深間道路開さく工事施行の件	同
同 第一六九號	天鹽郡豊富、淺茅野線産業道路改良國費補助工事繼續施行の件	豊富村長 馬 惣三郎
同 第一七一號	阿寒國立公園内觀光道路の整備並びに展望臺その他施設工事施行の件	弟子屈町長 藤 惣五郎 外二名
同 第一七五號	教員養成施設充實擴張に關する件	北海道學藝大學々々長 田所 哲太郎 外五名
同 第一七七號	苫前船入洞擴張工事施行の件	苫前町長 新、保 福治
同 第一七八號	地方費道札幌一千歳、千歳一支笏湖間道路補装施行の件	札幌市長 高田 富與 外九名
同 第一八一號	漁業対策に關する件	長万部町長 野 婁 作太郎 外四名
同 第一八三號	市道を地方費道に認定の件	苫小牧市長 田中 正太郎
同 第一八四號	沼端一早來間道路開さく促進の件	同

請願第一九〇號	下頃邊川改修工事施行促進の件	浦幌村長 吉川 利昌
---------	----------------	------------

第三回定例道議會で不採擇と決した請願は次のとおりである。

請願 番 號	件 名	請 願 者
請願第一三〇號	當縁川改修工事施行の件 理由(町村河川であつて道費の對象とはならない)	忠類村長 遠藤 清作
同 第一六〇號	町村道新得町七號道路及び西四線道路の一部を地方費道に認定の件 理由(不適格である)	新得町長 杉本 義行
同 第一六一號	常呂川左岸堤防採土購入費減額の件 理由(道條例に規定されており至難である)	常呂村長 小林 千代松 外一名
同 第一六四號	道路側溝新設工事施行の件 理由(全額負擔は困難である)	三石村長 廣田 時治
同 第一六六號	村道新得町一線管線及び覺舞一本桐を準地方費道に昇格の件 理由(時期尚早である)	三石村長 廣田 時治
同 第一六八號	サロベツ川切替工事施行の件 理由(財政的見地よりして至難である)	豊富村長 馬 惣三郎
同 第一七六號	虻田港築設の件 理由(技術的及び財政的見地よりして至難である)	虻田町長 黒木 竹一 外一名

▲陳 情

第三回定例道議會に於て各常任委員會に付託した陳情は次の通りである。

付託 委員會	陳 情 番 號	件 名	陳 情 者
土 木	陳情第八八號	北海道廳令令航路稚内利禮線經營に對し道費補助金増額の件	香深村長 野村 太市 外五名
經 済	同 第八九號	トラクター用心土プラウの増配の件	空知支廳長 安井 博惠
土 木	同 第九〇號	オサツナイ道路の修理及び道路新設工事施行の件	頼別村長 佐々木 熊吉
土 木	同 第九一號	災害復舊工事に對し道費一時繰替支出の件	鶴川村土功組合長 桑原 絶藏

土	木同第一〇七號	地方費道新得土幌線万代橋架替工事施行の件	同
土	木同第一〇六號	町村道路改修について地方費補助に關する件	鹿追村長 石塚 外長一名
民	生同第一〇五號	爾療養所（東北新生園）病棟建設に關する件	國立療養所東北新生園入園者一同代表 正志
經	濟同第一〇四號	酸性土壌矯正用炭酸石灰購入補助に關する件	斜里農業協同組合長 外一名
水	產同第一〇三號	凶漁に伴う對策事業の實施に關する件	檜山地區漁業振興對策協議會長 山田 外一名
經	濟同第一〇二號	風害霜害及び旱害に對する施策實施の件	北見地區農民同盟執行委員長 鈴木 外一名
水	產同第一〇一號	沿岸魚田改良施設補助に關する件	組合長 岩田 外一名
總	務同第一〇〇號	寄宿舎増築に關する件	稚内高等學校長 岩本 寬
土	木同第九九號	準地方費道上磯湯の川線國鐵跨線橋改修工事施行に關する件	龜田村長 佐々木 善松
林	務同第九八號	道有林一部伐採方に關する件	置戸町長 阿部 重美
同	同第九七號	トラクター用心土耕及びデスクハロー貸與並に畜力用心土犁購入費助成の件	十勝農業協同組合連合會長 朝日 外三件
經	濟同第九六號	瀧川種羊場を中小家畜種畜場として機構擴充の件	瀧川町長 神部 俊郎
經	濟同第九五號	原料乳、検査條例並畜產品検査條例施行停止方に關する件	北海道酪農協同組合長 外一件
土	木同第九四號	幌向村三重川向幹線排水工事施行の件	幌向村長 長谷川 源之丞
農開拓及同	第九三號	開拓地に道費代付牛導入に關する件	北海道開拓生產業務協同組合連合會長 森 春一
經	濟同第九二號	農業普及員増員の件	留萌市留萌支廳管内地區農業改良委員長 岩太郎

土	木同第一〇八號	地方費新得土幌線道路及橋梁改修に關する件	同
民	生同第一〇九號	生活協同組合運営資金貸付制度設定に關する件	北海道生活協同組合連合會長 山内 宏
總	務同第一一〇號	生活補給金支給方に關する件（外一件）	全道鹽務組札幌大病院支部長 岡山 成則
總	務同第一一一號	奈井江村町制施行に關する件	奈井江村長 梅津 廣
總	務同第一一二號	室蘭工業大學を四年制單科大學として復舊存置に關する件	室蘭市長 熊谷 綾雄
土	木同第一一三號	眞龍町準地方費道側溝施設の件	厚岸町長 土岐 紀文
土	木同第一一四號	町村道濱中街道中奔渡町道路改良工事施行の件	同
水	產同第一一五號	凶漁對策に關する件	豊浦漁業協同組合長 竹島 三
土	木同第一一六號	昭和二十五年度暗渠排水事業に對する補助擴張の件（外二件）	上川生產業務協同組合連合會長 秋山 孝太郎 外一名
經	濟同第一一七號	家畜傳染病豫防法に基く施設並びに手数料に關する件	北海道指導農業協同組合連合會長 松本 六太郎
土	木同第一一八號	道南地方主要道路整備に關する件	道南振興協議會長 宗藤 大陸
總	務同第一一九號	北海道大學工学部應用化學科三講座増設に關する件	北海道工業大學工学部部長 森久太郎
商	工同第一二〇號	松前タルク開發に關する件	松前陶器株式會社取締役 松前 渡邊 亦右衛門
商	工同第一二二號	綿紡績設備増設に關する件	旭川紡績株式會社取締役 阿部 惣吉
商	工同第一二三號	北海道に於ける織物整理加工工場の設置に關する件	北海道織物整理加工株式會社代表取締役 村上 和郎 外二名
總	務同第一二三號	生活補給金支給方に關する件	全道鹽務組本廳支部長 村通男 外一七件

商	工	陳情 第二四號	街路灯の維持に關する件	小樽地方電力民生協議 會會長 壽原英太郎
經	濟	同第一二五號	農業改良普及員増置の件	後志管内地區農業改良 委員會協議會長 酒井忠一
衛	生	同第一二六號	北海道理容高等學校に對し道費助成 の件	北海道理容師連合會會 長 渡邊金藏
總	務	同第一二七號	遊興飲食稅賦率引下に關する件	北海道料飲納稅實行連 盟代表 立原耕平
土	木	同第一二八號	野東川改修工事施行の件	岩内町長 清水武夫 外一名
商	工	同第一二九號	瀧川化學工業株式會社をメダノール 合成工場轉換に關する件	瀧川町長 神部俊郎 外三名
水	產	同第一三〇號	機船底曳網漁業に對する禁止期間變 更の件	北海道機船底曳網漁業 協同組合連合會々長 阿部力藏
水	產	同第一三一號	小手網漁業の操業禁止期間及び 整理漁船の再度同種漁業禁止に關す る件	同
水	產	同第一三二號	デール機船底曳網漁業並びに 無線電信機新設融資に關する件	同
水	產	同第一三三號	本州方面よりの機船底曳網漁業の入會 操業絕對反對に關する件	同
水	產	同第一三四號	北海道水產試驗場調査費増額に關す る件	小樽機船底曳網漁業協同 組合長 松田辰藏
水	產	同第一三五號	機船底曳網漁業を漁區調整委員會の 指示より除外の件	北海道機船底曳網漁業 協同組合連合會々長 阿部力藏

第三回定例道議會で採擇と決した陳情は次のとおりである。

陳情 番號	件	名	陳情 者
陳情第一四號	ユネスコ運動に關する件	北海道ユネスコ協力會 連合會議長 太秦康光	
同第一八號	道立清水高等學校鹿追分校設置方に關す る件	鹿追村長 石塚外一名	

同第七四號	消防施設費に對し道費補助の件	北海道消防協會々長 深見松太郎
同第七五號	第七國民體育大會招致に關する件	札幌市議會議長 福島利雄
同第七八號	大樹漁港築設工事施行の件	大樹村長 高橋新市 外八十八名
同第八二號	南一條道路舗裝工事並びに改修施行促進 方に關する件	札幌市議會議長 福島利雄
同第八六號	北海道自由人權協會に對し補助交付の件	北海道自由人權協會理 事長 木下三四彦
同第八八號	北海道廳命令軌路種内利體經營に對し 道費補助金増額の件	香深村長 野村太市 外五名
同第一〇〇號	寄宿舎増築に關する件	稚内高等學校長 岩本寛
同第一〇一號	沿岸漁田改良施設補助に關する件	宗谷支廳管内漁業協同 組合長 岩田直藏
同第一〇三號	凶漁に伴う對策事業の實施に關する件	檜山地區漁業振興對策 協議會會長 田畑善作 外一名
同第一〇六號	町村道路改修について地方費補助に關す る件	鹿追村長 石塚外一名
同第一〇七號	地方費道新得、土幌線萬代橋架替工事施 行の件	同
同第一〇八號	地方費道新得、土幌線道路及び橋梁改修 に關する件	同
同第一一四號	町村道濱中街道中奔渡町道路改良工事施 行の件	厚岸町長 土紀岐文
同第一一五號	凶漁對策に關する件	豊浦漁業協同組合長 竹島公三 外一〇三名
同第一一六號	昭和二十五年年度暗渠排水事業に對する補 助擴張の件(外二件)	上川生産農業協同組合 連合會々長 秋山孝太郎 外一名
同第一一八號	道南地方主要道路整備に關する件	道南振興協議會 宗藤大陸

第三回定例道議會で不採擇と決した陳情は次のとおりである。

陳情番號	件名	陳情者
同 第一一九號	北海道大學工學部應用化學科三講座増設に關する件	北海道大學工學部部長 大坪喜久太郎
同 第二一〇號	松前タルク開發に關する件	松前陶器株式會社取締役社長 渡邊 亦右衛門
同 第二一二號	綿紡績設備増設に關する件	旭川紡績株式會社取締役 役 阿部 惣吉
同 第二二三號	北海道に於ける織物整理加工工場の設置に關する件	北海道織物整理加工株式會社代表取締役 村上和太郎 外二九名
同 第二二四號	街路灯の維持に關する件	小樽市電力民生協議會 々々 長壽原 英太郎
陳情番號	件名	陳情者
陳情第八十一號	止若市南大通を準地方費道に昇格の件 理由(全道的に考慮すべき事項であり財政的見地より至難である)	幕別町長 中島 國男
同 第九〇號	オサナイ道路の修理及び道路新設工事 理由(財政的見地より至難である)	頓別町長 佐々木 熊吉
同 第九一號	災害復舊工事費に對し道費一時繰替支出の件 理由(財政的見地より至難である)	越川土功組合長 桑原 絶藏
同 第九四號	幌向村三重川向幹線排水工事施行の件 理由(財政的見地より至難である)	幌向村長 長谷川 源之丞
同 第一一三號	眞幌町準地方費道側溝施設の件 理由(財政的見地より至難である)	厚岸町長 土岐 紀文
同 第一二八號	野東川改修工事施行の件 理由(町村河川であり對照としては適法でない)	岩内町長 清水 武夫 外一名

地方自治法に關する質疑應答

議會に關する事項

閉會中の審査に付された事件に關する疑義について

問 昭和二十四年一月十日自發第三六號で自治課長より福島縣總務部長宛回答の趣旨から前掲の場合は會期不繼續の原則は適用されないから、新に提案する必要はないが閉會中の審査期間は次の會期までであり、その會期を超える場合は廢案であるとの説もある。なお、請願、陳情についても同様の趣旨であるかどうか。

答 閉會中の審査期間は、必ずしも、次の會期までとは限らないが、その繼續審査に特に期限を付さない限りは、原則として次の會期までと解するのが相當である。

休會中における議員の辭職許可について

問 一、休會中に辭職願出があつた場合、地方自治法第二百二十六條但書の規定により議長はこれを許可することができないと思ふがどうか。(全國選舉管理委員會事務局において法第二百二十六條但書により取扱うことが望ましいとの意見がある。)

二、議會において辭職を許可しない場合でも、その辭職が公職の候補者となるためであるときは公職選舉法第九十條の規定により辭職申出の日以後五日に當る日において自動的に辭職したものとして解してよい。

答 一、できない。

二、お見込みの通り。

昭和二十五年八月二十日發行

北海道議會時報 第二卷第八號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話 一、八二〇番